

2025年度(令和7年度) 第4回 藤沢市ケアラー支援協議会 次第

日 時 2025年(令和7年)10月22日(水)
10時30分から正午まで
会 場 藤沢市役所分庁舎2階
活動室1・活動室2及びオンライン

1 開 会(5分_10:30~10:35)※()内は、目安時間

(1)開会

(2)資料及び委員の出席状況確認<資料1>

(3)前回議事録の確認<資料2>

2 議 題(45分_10:35~11:50)

(1)第3回協議会の確認について<資料3>

(2)(改)【仮称】ケアラー支援推進計画(素案)について<資料4>

(3)パブリックコメント及び議会報告等について

ア パブリックコメント及び議会報告について<資料5><資料6>

イ 子どもへの意見聴取について<資料7><資料8>

(4)その他

ア 「つながり AI チャットふじさわ」について<資料9>

イ 10/25号広報ふじさわについて

ウ 図書館展示について

エ その他

3 閉 会(10分_11:50~12:00)

(1)事務連絡

(2)閉会

<資料等>

- 資料 1 2025 年度(令和 7 年度)藤沢市ケアラー支援協議会委員等名簿
- 資料 2 2025 年度(令和 7 年度)第 3 回藤沢市ケアラー支援協議会議事要旨(案)
- 資料 3 第 3 回協議会のおさらい
- 資料 4 改 2_【仮称】ケアラー支援推進計画(素案)
- 資料 5 パブリックコメント及び議会報告について
- 資料 6 パブコメ_チラシ兼意見書_ケアラー支援推進計画(案)
- 資料 7 わかりやすい版_【仮称】藤沢市ケアラー支援推進計画(素案)
- 資料 8 子ども・若者の声で藤沢市のみらいを創る オンラインプラットフォーム「かわせみボイス」始動！！
- 資料 9 24 時間いつでもつながれる傾聴型生成 AI「つながり AI チャットふじさわ」実証実験開始

【次回開催】

日 時 2026 年(令和 8 年)1 月 13 日(火)
10 時 30 分から正午まで
会 場 藤沢市役所本庁舎 8 階
8-1・8-2 会議室及びオンライン

以 上

2025年度(令和7年度) 藤沢市ケアラー支援協議会委員等 名簿

<委員>

No.	氏名(敬称略)	選出母体等	選出区分 【規則第5条】
1	大西 剛	藤沢市地域包括支援センター連絡協議会	関係機関及び民間支援団体に属する者
2	長岡 豊和	藤沢市居宅介護支援事業所連絡協議会	
3	深見 勝弘	藤沢市障がい児者ヘルパー事業所連絡会	
4	山田 大悟	特定非営利活動法人藤沢相談支援ネットワーク	
5	和田 健太郎	藤沢市精神障がい者地域生活支援連絡会	
6	大慈 めぐみ	藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会	
7	北野 範之	藤沢市社会福祉協議会 CSW総括	
8	松本 真理子	藤沢市民生委員児童委員協議会	
9	後藤 智子	小学校長会(天神小学校)	
10	大川 千幸	中学校長会(高倉中学校)	
11	伊草 光一	若年性認知症本人と家族の会『絆会』	
12	樅山 枝里	ひとりやないで!~統合失調症の親と向き合う子向け家族会~	
13	中澤 美子	チャレンジⅡご家族向け日中活動事業	
14	田中 誠実	藤沢商工会議所	市内企業に属する者
15	興邊 義人	湘南地域連合	労働者団体に属する者
16	青木 由美恵	関東学院大学看護学部	学識経験のある者

<オブザーバー>

No.	氏名	所属
1	井出 猛	福祉部 福祉事務所 兼 生活援護課
2	田口 真由美	福祉部 障がい者支援課
3	山中 信正	福祉部 高齢者支援課
4	黒坂 稔之	教育部 教育指導課

<事務局>

No.	氏名	所属等
1	古郡 亘幸	福祉部長
2	横田 隆一	福祉部 地域福祉推進課
3	高橋 伸明	
4	宮治 亮子	
5	木村 雄介	
6	上村 光代	
7	鎌田 実	
8	高比良 幸加梨	
9	鎌田 雄太	
10	鈴木 憲二郎	

11	青木 武彦	
12	飯田 達彦	福祉部 福祉総務課
13	鶴井 真保	子ども青少年部 こども家庭センター
14	中村 佳奈	健康医療部 保健予防課
15	吉澤 宏直	経済部 産業労働課
16	高瀬 有希	教育部 教育総務課

2025年度(令和7年度) 第3回 藤沢市ケアラー支援協議会 議事要旨(案)

I. 開催概要

- 1 開催日時 2025年(令和7年)8月5日(火)
午前10時30分～正午
- 2 開催場所 藤沢市役所本庁舎8階 8-1、8-2会議室及びオンライン
- 3 開会(5分_10:30～10:35)(※()内は、目安時間)
 - (1)開会
 - (2)資料及び委員の出席状況確認
 - (3)前回議事録の確認
- 4 議題(75分_10:35～11:50)
 - (1)第2回協議会の確認について
 - (2)【仮称】ケアラー支援推進計画(素案)について
 - (3)ケアラー支援に資する各機関及び団体等の活動について
 - (4)その他
 - ・産業労働課からの情報提供
- 5 閉会(10分_11:50～12:00)
 - (1)事務連絡
 - (2)閉会

II. 会議の概要(議事要旨)

1 開会

事務局の司会進行のもと、資料確認、参加者の確認を行った。

2 議題

議題(1)第2回協議会の確認について

ア《資料3について事務局より説明》

イ質疑応答 ⇒ 特になし

議題(2)【仮称】ケアラー支援推進計画(素案)について

ア《資料4について事務局より説明》

イ意見交換

【青木会長】

素案につき、気になる点等の意見を聞きたい。

【深見委員】

結婚や子育てと、直接的に書かれているので、20代、30代でこうしなければいけないようなイメージを持たれると良くないと思う。

【青木会長】

ライフステージの表現が年齢で固定的に見えるため工夫が必要。

【樅山委員】

ヤングケアラーの黄色部分は小学生以下も該当すると考えている。

【青木会長】

ヤングケアラーの範囲を幼稚園時代まで矢印で示す形でどうか。

【樅山委員】

そのような表記で良いと思う。

【青木会長】

図の軸を垂直に二本つなげる形に修正しました。

【大川委員】

就職や中学進学できない子どももいる現実があり、結婚・子育ての記述は厳しく感じる人もいる。

【山田委員】

医療的ケアが必要な子どもの親は既存のケアラー分類に入りにくい。

【青木会長】

ケアラーは誰でも一生のうちなる可能性があることを伝えたいが難しい。

【北野委員】

イメージ図だけでは表現しづらい部分があり、補足説明が重要。

【和田委員】

母親の介護や障がい者兄弟の世話など多様なケアラー像があり、表は分かりやすいが折り合いが難しい。

【青木会長】

補足説明文を充実させ、当事者自身もケアラーだと気づかない人が多いことを伝えるべき。

【大慈委員】

「ダブルケアラー」は、子育てや介護、一人っ子で両親の面倒を見る人も含まれるので、範囲を狭く考えすぎないほうがよいのではないか。

【青木会長】

ダブルケアラーの事例の充実、連携の幅が見えるなど、藤沢としての具体的な取組は重層的な連携をしてものの見える形を表現する場でもあると思うが、事例案として上がっているが、気づいたことなどないか。

【北野委員】

全てを網羅することは難しいと思う。事例をうまく活用して、できたらよいと思う。

【青木会長】

視点についてあがっているもので、ある程度いろいろなことが見えるか。支援している実感としてどうか。

【北野委員】

関わった事例を上げていくのか、意図的に否定を広げながら、いろいろなケアラー支援の視点を設けた方がよいのか、実際のものを掲載するイメージなのか。

【事務局】

仕事で関わっている方、生活指導として経験している方々がこの会議にはたくさんいるので、実際のケースに基づいて多少加工することが出てくるかもしれないが、リアリティがあるものを乗せてていきたいと思う。

【北野委員】

事例は成功例だけでなく反省点も取り上げ、振り返りやすい内容にすべき。
実践的に思い楽しむ事例を作っていくプロジェクトチームが組まれるか。

【青木会長】

事例を出していただくような機会があるか。

【事務局】

プロジェクトチームを組むことは難しいかもしれないが、これまで関わってきた代表的な関係機関や市民の事例をいくつか共有したいと考えている。成功した点だけでなく、うまくいかなかった点についても具体的に振り返り、どのような連携があれば改善できたかをまとめることで、今後必要な課題や対策が明らかになると考へる。皆さんから情報をいただきながら、適切な事例を選定し、その段階で個別に詳細を伺っていく形を想定している。

【山田委員】

事例を掲載する目的は気づきを促すことである。当事者にとっても関係機関にとっても気づきとなり、ケアラーであることに気づかせる事例があれば、この計画の趣旨である取り残さない社会の実現と深く結びつく。したがって、ケアラーが自分ごととして受け止められるケースを選び掲載することが望ましいと考える。

【青木会長】

事例の選定は、多様な関係機関や家庭の複雑な状況を具体的に示し、うまくいった点や課題を明らかにすることが重要だ。これにより現状のできていること・できていないことが伝わり、前回の意見を踏まえた網羅的な視点を確保できる。今後の方向性は現れる課題への対応にあり、活動状況や意見を継続的に共有しながら進めていきたいと考える。

【大西委員】

今後の方向性は福祉的視点にとどまらず、高齢者や家族と関わる中でキーパーソンとなるビジネスケアラーへの支援に重きを置くことが大事だ。企業文化や仕事の事情で介護に専念することが難しい現実を踏まえ、その負担を和らげる仕組みづくりに気づきを促すことが重要である。

【大川委員】

外国籍というのではなく、外国につながるご家庭などの表現がよい。

【山田委員】

ケアラー自身が気づかないことが多く、周囲は認識していても本人に自覚を促すことが課題となる。どのような働きかけや表現でその気づきを引き出せるかを模索し、具体的な方法を示すことが望ましい。

【青木会長】

本人は自分の困難を大したことと感じず、当たり前のことと思いがちだが、追い詰められる前に気軽に助けを求めていい。助けを受け入れることは決して恥ずかしいことではなく、嫌だと感じることを伝えることも自然で大切な一歩である。

【樅山委員】

6ページ、(イ)活動の指針の確認として、精神障がいをはじめとする障がいや認知症に対する理解に努めと書いてあるが、今後、藤沢としての特徴として進めていくのかどうか。精神に特化した取組は他の都道府県だと見かけない、あえて記載するという意図は。

【事務局】

藤沢市では精神障がい者の在宅支援について、地域生活支援連絡会を定期的に開催し、支援のあり方を話し合っている。地域福祉推進課と樅山委員は、精神障がいのある親を持つ子ども世代の家族会や意見交換の場を設け、理解の難しい精神障がいに対する家族の悩みを共有しながら、市として積極的に関わりを深めていくことをめざしている。

【樅山委員】

理解できた。

【青木会長】

皆様にご協力をお願いしたい。

ア 《資料5について事務局より説明》

イ 意見交換

【伊草委員】

認知症と診断される方のうち、若年性認知症はわずか 2%に過ぎませんが、多くの方がどこに相談すればよいか分からず戸惑っている。私も経験しましたが、高齢者向けのサービスと同じ扱いを受け、「デイサービスを利用したいのか」と言われることもありました。働きたいという意欲はあっても、実際に続けるのは難しく、家に閉じこもることで家庭内のすれ違いが増えることも少なくない。だからこそ、仕事や趣味など、外に出られる場所を紹介してほしいと願っている。若年性認知症の当事者は仲間が少なく、仲間づくりが何より大切です。そのため、私たちは家族会を長く続け、会議も増えている。先日の定例会では、新しい参加者に若年性認知症のコーディネーターが家庭訪問を申し出

たところ、快く受け入れてもらえた。積極的に働きかける姿勢が重要だ。話しづらいことも多いが、同じ病気に関わる仲間だからこそ気持ちを理解し合える。若年性認知症の方だけでなく、65歳以上の方も家族会につながることで、安心して未来を歩んでいくと信じている。

【青木会長】

専門職の知識はまだ十分とは言えず、その人や年代に最適な支援へつなぐ力も不足している。いかに多様な活動や支援を周知し、確実に届けるかが生かされる鍵となっている。

【大西委員】

若年性認知症の方々からの相談はほとんどなく、福祉や医療の分野ではその周知が十分に行われていない。社会資源は存在しても情報発信が不足し、活用されていない現状がある。会議体の運営だけでなく、効果的な情報発信方法の工夫が求められる。65歳未満で介護保険の対象となった方々は、まだ若く働く意欲も強いため、画一的に介護サービスを押し付けるのは適切ではない。サポートセンターは高齢者支援に偏らず、障がい者相談支援事業所などとも連携し、多様なニーズに応える体制を整える必要がある。

【北野委員】

ケア対象者には主たる制度と担当が存在するものの、「私はあくまでその対象者の担当」という意識が支援の限界を生んでいる。ケアラー支援のための制度整備は難しいが、地域や関係機関が意識を変え、寄り添う姿勢を持つことで少しずつ補完できる道が開ける。担当の枠を超えた連携と意識改革こそが、地域の安定と包括的な支援の基盤となるべきだと日々願っている。

【松本委員】

娘が小学校教員を務める中で、ヤングケアラーの存在を聞いた。4、5年生の子どもが家に帰り、家事を担うため学校を休むケースや、家庭訪問で家事に追われている実態が明らかになった。これまで実感が乏しかったが、現代にこうした状況があることを深く心に留めたい。スクールソーシャルワーカーの学校常駐は他市で進む一方、藤沢市にはまだ導入されていない。だが、コミュニティソーシャルワーカーが学校との連携を少しずつ築いており、今後の連携強化に期待が寄せられる。

【深見委員】

ケアラー支援の要はフォーマルサービスの充実にあり、とりわけヘルパーの存在は重要だ。彼らはケアラーに最も近い職種であり、多くの気づきを得られるが、介入の難しさも抱えている。ケア対象者の支援を主とする役割の中で、ケアラーに直接手を差し伸べることは難しく、本人が介入を拒む場合も少なくない。管理者の時間的制約もあり、支援の実践には困難が伴うが、それを理由に手をこまねくわけにはいかない。現場では、具体的な対応方法や成功例を示すフローチャートのような指針が求められており、これがあればヘルパーたちはより効果的にケアラー支援に取り組めるだろう。

【長岡委員】

ケアラーたちがこの内容に触れ、自らの救いとなることを感じることが何より重要である。明確でわかりやすい表現が求められ、地域住民の理解を深める啓発活動や広報の役割も大きい。ケアマネージャーが地域の通いの場で開催した介護用語の勉強会には約40名が参加し、ケアラーの実情も共有された。こうした取り組みは、隣近所に潜む潜在的なケアラーが自らの困難に気づく契機となり得る。今後もこのような活動の継続が望まれる。

その他 産業労働課 情報提供

3 閉会

(1)事務連絡

【事務局】

事務連絡。次回会議について10月22日水曜日午前10時30分から
分庁舎2階活動室で開催を予定。

(2)地域福祉推進課横田課長のもと、閉会。

資料3

第3回協議会のおさらい



「キュンとするまち。藤沢」
公式マスコットキャラクター ふじキュン♡

1 第3回協議会の内容

【協議事項】

- ◆ 【仮称】ケアラー支援推進計画(素案)について
- ◆ ケアラー支援に資する各機関・団体等の活動の課題及び連携先等について

2 【仮称】ケアラー支援推進計画(素案)について

【意見交換内容】

- ◆ 素案のライフステージ表現が年齢で固定的に見え、特に20~30代への結婚・子育ての記述が誤解を招く恐れがあるため工夫が必要
- ◆ ヤングケアラーの対象年齢を小学生以下、幼稚園児まで広げる表記修正案が出され、図の軸構成も変更された
- ◆ 医療的ケア児の親など、既存のケアラーフィルタに入れにくいケースがあるため、多様なケアラー像の反映と補足説明が求められる
- ◆ ダブルケアラーの定義は幅広く、限定的表現の見直しを要望事例掲載は多様な家庭状況を具体的に示し、成功例だけでなく反省点も共有し、気づきを促すことが重要
- ◆ プロジェクトチーム設置は難しいが、関係機関や市民の実例を共有し課題抽出に活用予定

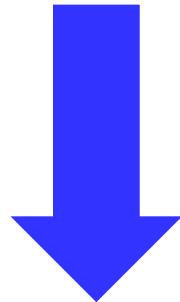
2 【仮称】ケアラー支援推進計画(素案)について

【意見交換内容】

- ◆ 支援の方向性として、福祉視点に加え、仕事と介護を両立するビジネスケアラー支援に注力し、企業文化を考慮した仕組みづくりが必要
- ◆ 外国籍より「外国につながりのある家庭」などという表現が適切
- ◆ ケアラー自身の自覚促進が課題であり、気づきを引き出す具体的な方法や表現を模索すべき。また、助けを求めるることは恥ずかしいことではなく自然な一歩と伝えるべき
- ◆ 精神障がいに対する理解促進を藤沢市の特徴的取組として明記。地域生活支援連絡会や家族会を通じて精神障がい者やその家族支援に積極的に関わる姿勢
- ◆ 全体的に補足説明や多様な視点、具体事例の活用による実践的で包括的なケアラー支援計画の策定が望まれている

2 【仮称】ケアラー支援推進計画(素案)について

委員の方々からの多くの意見を反映できるように



次回協議会までにブラッシュアップ

3 ケアラー支援に資する各機関・団体等の活動の課題及び連携先等について

【委員の方々が思うこと】

- ◆ 若年性認知症は全認知症の約2%だが、相談先が分からず戸惑う人が多い。高齢者向けサービスと同じ扱いを受けることもあり、働く意欲があっても継続は難しいため、仕事や趣味の場、仲間づくりが重要
- ◆ 専門職の知識や適切な支援へのつなぎが不足しており、多様な支援の周知と確実な届け方が鍵
- ◆ 若年性認知症の相談は少なく、情報発信が不十分で活用が進んでいない。介護保険対象の若年層には画一的な介護サービスは不適切で、障がい者支援事業所とも連携した体制整備が必要
- ◆ 支援担当者の枠を超えた連携と意識改革が地域包括支援の基盤であり、寄り添う姿勢が重要

3 ケアラー支援に資する各機関・団体等の活動の課題及び連携先等について

【委員の方々が思うこと】

- ◆ ヤングケアラー(子どもが家事等を担う)の存在が学校現場で明らかになり、スクールソーシャルワーカーの配置やコミュニティソーシャルワーカーとの連携強化が期待される
- ◆ ケアラー支援にはヘルパーの役割が重要だが、本人の介入拒否や管理者の時間制約が課題。具体的対応の指針や成功例の共有が求められている
- ◆ ケアラー自身が支援内容に触れ救いを感じることが重要で、分かりやすい表現や啓発活動、地域住民の理解促進が必要。介護用語などについての勉強会など地域の取り組みが潜在的ケアラーの気づきにつながる

【仮称】藤沢市ケアラー支援推進計画（素案）

【 目 次 】

1 計画の概要

(1)計画策定の背景及び趣旨

- ① 背景
- ② 趣旨

(2)計画の性格と位置づけ

- ① 性格
- ② 位置づけ

(3)計画の期間

(4)ケアラー等の定義

コメントの追加【鎌田 実1】: 全体的にですが、頭のアイウなどの振り方が、ア（ア）という形になっており、少々見にくく、言葉で聞いただけではわかりにくいような気がします。このような形が定型なのであれば、仕方ないのですが。【大川委員】

コメントの追加【鎌田 実2R1】: ア（ア）の並びをやめ、章立てを変更し、「1」「(1)」「①」の並びに変更しました。

2 ケアラーを取り巻く状況

(1)少子高齢化の状況

- ① 本市の高齢化の状況
- ② 要介護度別認定者の割合の推移と見通し
- ③ 少子化の進行状況及び今度の見通し

(2)障がい者の状況

(3)ひとり親家庭に関する状況

(4)生活保護世帯の推移

(5)ビジネスケアラー等に関する状況

(6)ケアラーの状況把握について

- ① 本市のヤングケアラーの状況
- ② 全国のヤングケアラーの状況
- ③ 神奈川県の家族介護者の状況

3 ケアラー支援の課題等

(1)ケアラー及びケアラー支援の現状

(2)ケアラーを取り巻く課題

4 市の責務及び市民などの役割等

- (1)市の責務
- (2)市民等の役割及び活動指針
- (3)事業者の役割及び活動指針
- (4)関係機関の役割及び活動指針
- (5)学校等の役割及び活動指針

5 施策の方向性

- (1)計画の基本理念
- (2)めざす将来像
- (3)基本施策
 - ① 基本施策 1 「ケアラー及びケアラー支援に関する理解の促進」
 - ② 基本施策 2 「ケアラー支援に係る広報及び普及啓発の促進
 - ③ 基本施策 3 「関係機関等によるケアラーの早期発見と連携の促進」
 - ④ 基本施策 4 「ケアラー支援を担う人材育成の推進」
- (4)施策の体系図

6 ライフステージとケアラーの関係性

7 事例紹介

8 資料編

1 計画の概要

(1)計画策定の背景及び趣旨

① 背景

2025 年(令和 7 年)に団塊の世代全てが後期高齢者となり、2040 年(令和 22 年)には団塊ジュニア世代が後期高齢者になります。高齢者や介護が必要な人々の数が急増し、介護ニーズが高い 85 歳以上の高齢者が増加することが見込まれ、家族の介護負担が増加する中、社会では依然として「家族が介護するのは当たり前」という考え方方が根強く残っています。特に、18 歳未満のヤングケアラーと呼ばれる方々が存在し、ケアを行なながら将来のための時間を失っている可能性があることや、介護と仕事の両立が難しく、「介護離職」を迫られる方々がいることも社会問題となっています。

本市では、「老々介護」、「8050・9060 問題」、「ダブルケアラー」、「ヤングケアラー」、「若者ケアラー」及び「ビジネスケアラー」などの課題に直面する中、複雑化・多様化した世帯のニーズに対応するため、世帯支援の視点から、ケアラー支援についても検討しております。

今日に至るまで、社会的に孤立しやすい方、日常生活で困難や生きづらさを抱える方々が、既存の制度やサービスの対象外となる状況に対応すべく市の各部門が連携し、重層的支援を提供する取組を推進しながら年齢や属性を問わない包括的な支援体制の構築をめざしてきました。

また、藤沢型地域包括ケアシステムの推進を掲げ、ケアラーに対する支援を検討するとともに、国などとの情報交換を進めていく中で、一般社団法人日本ケアラー連盟や大学等との協力の基、全国に先駆け、2016 年(平成 28 年)に、市内小・中・特別支援学校の教員を対象としたヤングケアラーに関するアンケート調査を実施しました。

一方、神奈川県では、2021 年(令和 3 年)に神奈川県ケアラー(家族介護者)の実態調査が行われ、国では、子ども・子育て支援推進調査研究事業において 2020 年(令和 2 年)から 2022 年(令和 4 年)にかけて、ヤングケアラーの実態に関する調査研究が実施されました。

コメントの追加【鎌田 実3】: 誤字修正

このように本市、神奈川県、国においてケアラー支援に関する調査等が進み、世の中でもケアラーへの関心が高まる中、2024年(令和6年)12月の藤沢市議会定例会において「**ケアをされる人もする人も自分らしい生き方ができる藤沢づくり条例(以下「ケアラー支援条例」という。)**」が、全会一致で可決されました。

ケアラー支援条例では、ケアラーに対する支援に関する基本理念を定め、市の責務や市民、事業者、関係機関、学校等の役割を明確にし、ケアをされる人もケアをする人もどちらもが大切にされ、夢と希望をもって健康で文化的な自分らしい人生を送ることができる社会をめざしています。また、ケアラーの定義や計画の策定、ケアラー支援協議会の設置、広報・啓発活動、早期発見の重要性などが規定されました。

コメントの追加【鎌田 実4】：「ケアをされる人もする人も自分らしい生き方ができる藤沢づくり条例(以下「ケアラー支援条例」という。)」ケアラー等の定義が分かり易い表記なので、網掛けまたは、太字でもいいと思います。【松本委員】

② 趣旨

社会構造・経済環境の変化、価値観の多様化、地域コミュニティへの関心の希薄化など様々な要因により、先行きの見えない生活に対する不安が増大している社会情勢の中、その影響を受け易い立場と考えられるケアラーへの支援に関し、本市は、ケアラー支援条例の趣旨を踏まえ、その支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、【仮称】**藤沢市ケアラー支援推進計画**(以下「ケアラー支援計画」という。)を策定することとしました。

(2)計画の性格と位置づけ

① 性格

ケアラー支援条例の趣旨を踏まえ、市の責務及び市民等、事業者、関係機関、学校等の役割や行動の指針、支援に対する考え方を記載します。また、藤沢市地域福祉計画をはじめとする福祉分野の計画や、保健・医療、教育、経済等関連する分野の計画と整合性が保たれるよう配慮します。

② 位置づけ

地域共生社会の実現に向け、ケアラー支援条例第4条の規定に基づき、ケアラー支援に関する施策を実施するための独立した計画として位置づけます。

(3)計画の期間

計画策定当初は、2026 年度(令和 8 年度)から 2029 年度(令和 11 年度)の 4 年間とします。2030 年度(令和 12 年度)以降については、地域福祉計画の改定(予定)の時期に合わせ、3 年ごとに改定していく予定です。

コメントの追加【鎌田 実5】: 加筆修正

(4)ケアラー等の定義

ケアラー支援計画における各用語の意義は、次のとおりとします。

- ① 【ケアラー】:高齢、障がい、疾病その他の理由により援助を必要とする家族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助(以下「介護等」という。)を提供する者をいいます。
- ② 【ヤングケアラー】:ケアラーのうち、18 歳未満の者をいいます。
- ③ 【若者ケアラー】:ケアラーのうち、18 歳からおおむね 40 歳に達するまでの者をいいます。
- ④ 【ビジネスケアラー】:ケアラーのうち、主として仕事をしている者をいいます。
- ⑤ 【ダブルケアラー】:「子育てと親や親族の介護」、「障がいのある子と親の介護」など、同時に二つ担う者をいいます。
- ⑥ 【ケア対象者】:ケアラーから介護等の提供を受ける者をいいます。
- ⑦ 【市民等】:市内に居住する者、通勤する者及び通学する者をいいます。
- ⑧ 【事業者】:市内で事業活動を行う者をいいます。
- ⑨ 【関係機関】:介護、医療、教育、就労、児童・生徒の福祉、障がい者、障がい児又は生活困窮者の支援その他これらに類する分野の業務を行い、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある機関をいいます。
- ⑩ 【学校等】:関係機関のうち、ヤングケアラー又は若者ケアラーと関わり、又は関わる可能性がある学校その他教育に関する業務を行う機関をいいます。

コメントの追加【鎌田 実6】: 広義の意味で捉えると、ダブルケアは複数のケアを行っていることだと認識しておりますが、現在の表記だと「子育て」+「介護」だけがダブルケアと誤認されてしまうのではないかでしょうか。（障がいのある成人した子と親の介護、両親の介護、など）【山田委員】

コメントの追加【鎌田 実7R6】: ご意見のとおり修正

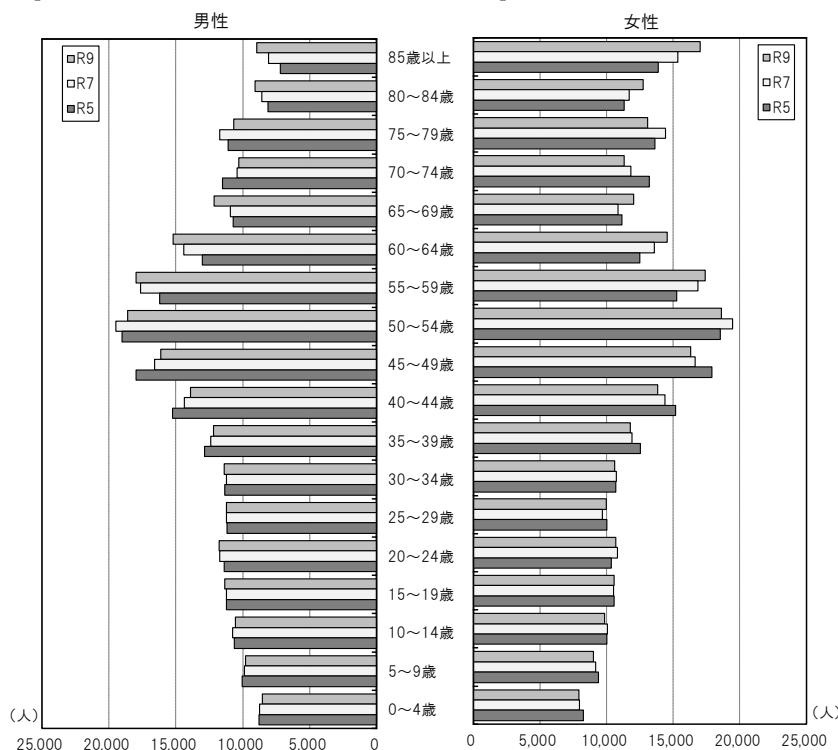
⑪ 【民間支援団体】: ケアラー支援を行うことを目的とする民間の団体をい
 います。

2 ケアラーを取り巻く状況

(1) 本市の少子高齢化の状況

本市では 2030 年頃をピークに総人口が減少し、高齢化率は国の平均よりも低いものの、高齢者の割合は増加傾向にあり、特に 2040 年には総人口に占める高齢者人口の割合が 33.0%になると予測されています。少子化の状況については、年少人口の比率は減少傾向が続いているが、子育て世代の転入により高齢化率が横ばいに抑えられている側面もあります。

【図表 藤沢市の男女別・5 歳階級別人口ピラミッド】



出典:2022 年度(令和 4 年度)藤沢市将来人口推計から引用。2020 年(令和 2 年)
国勢調査に基づく推計値。各年 10 月 1 日現在。

コメントの追加【鎌田 実8】: 両親がいてもケアラーとなる状況はあると思います。

共働き世帯(共働きをしないと生活できない状況)、きょうだいが多い家庭とケアラーの関係もあると、誰でも起こりえる身近な問題になるかと。この項目ではなくても、そのような視点があると良いかと思いました。【大慈委員】

コメントの追加【鎌田 実9】: それぞれの冒頭が「本市」「藤沢市」となっているので統一したほうがいいのでは。P 1 1 (2) P 1 3 (4) は藤沢市の状況なのか記載がなく、(5) はおそらく全国の状況ではないかと思われるが記載がないため、それぞれ記載したほうが、分かりやすいと感じた。P 1 5 (6) (イ) 時期について、元号(平成 29 年)も併記したほうが良いと思う。(他の調査の表記とあわせるため)【こども家庭センター】

コメントの追加【鎌田 実10R9】: 本市・藤沢市については、本市に統一。(2) (4) については「本市における」、(6) については「我が国」を加筆。

コメントの追加【鎌田 実11】: 図表 藤沢市の男女別・5 歳階級別人口ピラミッドについては、要再確認。

コメントの追加【鎌田 実12】: 誤字修正

コメントの追加【鎌田 実13】: 誤字修正

① 本市の高齢化状況

本市の 2025 年 7 月時点の高齢化率は 24.77%で、全国平均を下回っていますが、県内では平均的で、特に湘南大庭地区では 30%を超える高齢化率となっています。市の将来推計では、2040 年には高齢化率が 33.0%に達し、2050 年には 36.3%に上昇すると予測されており、今後も高齢化は継続する見込みです。

【図表 本市の高齢者人口】

2025年7月1日現在の情報です。このページは毎月1回更新しています。

市内の世帯総数=215,467世帯（1世帯あたり2.07人）

地区名	総人口	65歳以上	(75歳以上)	高齢化率(%)	在宅ねたきり 高齢者	ひとり暮らし 高齢者
片瀬	20,009	5,820	3,579	29.09	6	645
鵠沼	60,515	14,875	8,703	24.58	15	2,834
辻堂	44,940	10,532	6,281	23.44	10	1,915
村岡	31,799	6,865	4,112	21.59	2	1,135
藤沢	48,666	11,264	6,682	23.15	14	2,253
明治	32,599	7,240	4,088	22.21	6	1,177
善行	41,529	11,488	7,066	27.66	15	2,085
湘南大庭	31,478	10,611	6,782	33.71	5	1,165
六会	36,469	8,065	4,750	22.11	11	1,412
湘南台	33,445	6,547	3,873	19.58	4	1,170
遠藤	12,027	2,909	1,649	24.19	8	774
長後	33,513	8,882	5,542	26.50	5	1,480
御所見	18,038	5,113	3,283	28.35	5	817
合計	445,027	110,211	66,390	24.77	106	18,862

コメントの追加【鎌田 実14】: 藤沢市の少子高齢化の状況、13地区ごとの高齢化率、要介護・要支援認定者の増加もこれから危惧されるところだと思います。【松本委員】

コメントの追加【鎌田 実15】: 全国と比較しているが、再確認下回っている可能性あり【青木委員】

コメントの追加【鎌田 実16R15】: ご意見のとおり、全国の高齢化率は約 29.4%で、記載間違いました。修正しました。

② 要介護度別認定者の割合の推移と見通し

本市の要介護・要支援認定者数は2023年(令和5年)に22,246人で、今後も増加し2026年(令和8年)には24,597人、2050年(令和32年)には44,383人に達すると推計されています。高齢者人口の増加に伴い認定者数も年々増加傾向にあり、介護度別でも幅広い層で増加が見込まれています。

【図表 本市の藤沢市の要介護・要支援認定者数の推移】

	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)	2030年 (令和12年)	2050年 (令和32年)
要支援1	4,471	4,345	4,698	4,794	4,907	5,027	5,601	8,321
要支援2	3,314	3,186	3,285	3,254	3,305	3,390	3,785	5,686
要介護1	4,685	5,009	5,148	5,386	5,617	5,817	6,538	10,257
要介護2	2,752	2,808	2,914	3,011	3,114	3,212	3,636	5,993
要介護3	2,093	2,238	2,232	2,313	2,404	2,476	2,835	4,789
要介護4	1,923	2,100	2,222	2,397	2,536	2,673	3,083	5,414
要介護5	1,599	1,728	1,747	1,839	1,921	2,002	2,277	3,923
合 計	20,837	21,414	22,246	22,994	23,804	24,597	27,755	44,383
対高齢者 (第1号被保険者) 人口比	19.40%	19.80%	20.50%	21.00%	21.60%	22.00%	23.50%	29.50%

出典:「いきいき長寿プランふじさわ 2026」を一部改編

③ 少子化の進行状況及び今後の見通し

神奈川県では少子化が進行しています。2024年の合計特殊出生率は過去最低の1.08を記録し、人口減少も4年連続で続きました。少子高齢化による「自然減」が進行しており、**神奈川県から東京都への転出超過が続いている**のが現状です。また、出産年齢が全体的に高まる傾向にあり、未婚化や晩婚化、新型コロナウイルス感染症の拡大などの要因が影響していると考えられています。

コメントの追加【鎌田 実17】：子育て広場の見守りをしていますが、第2子、第3子が生まれて広場に来る方もいますが、結婚や、子どもを望まない夫婦、不妊治療をしている方など、多様になっている。【松本委員】

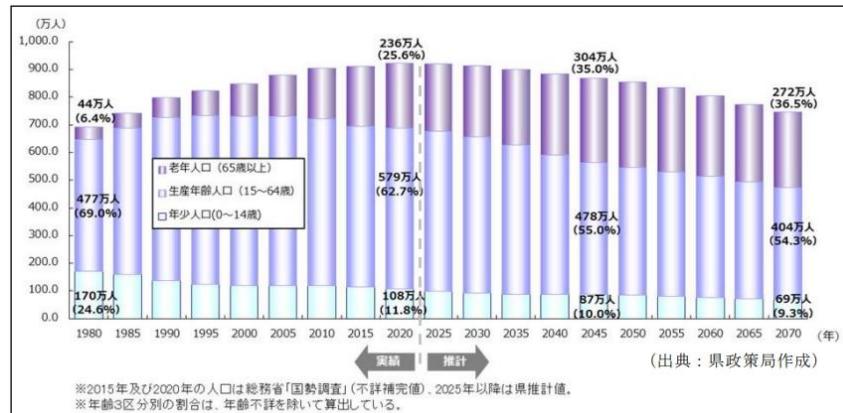
コメントの追加【鎌田 実18】：「神奈川県から東京都への転入超過が続いている」ではなく、「神奈川県から東京都への転出超過が続いている」の表記が適しているのではないかでしょうか。【山田委員】

コメントの追加【鎌田 実19R18】：ご意見のとおり、修正しました。

コメントの追加【鎌田 実20】：「**ウ 少子化の進行状況及び今後の見通し**」は、神奈川県の状況になっている。子ども・若者共育計画にも似たような記載があるので、図表上段については共育計画のP10（将来予測は載っていない）、図表下段については同P26のグラフを活用し、本市の状況を述べることはできないか。【こども家庭センター】

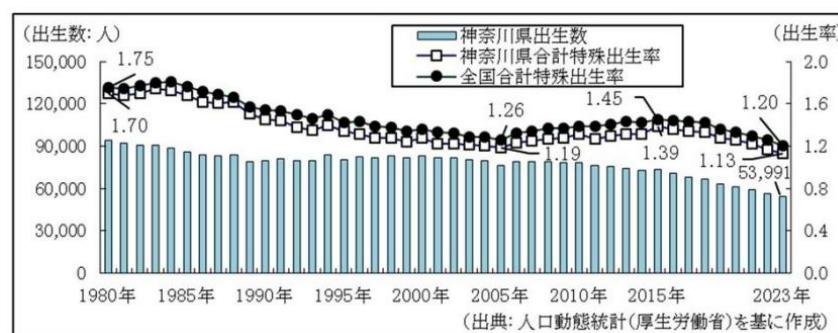
コメントの追加【鎌田 実21R20】：こども総務課と連絡調整済みで、いつでも出資料はいただける状況。当日委員からご意見をいただき、本市の状況を記載することの了承を得られたら、修正する予定。

【図表 神奈川県の年齢3区分別的人口推計(中位推計)】



出典：「かながわ子ども・若者みらい計画」を一部改編

【図表 出生数、合計特殊出生率の推移(全国、神奈川県)】



出典：「かながわ子ども・若者みらい計画」を一部改編

(2)障がい者の状況

本市における障がい者の状況について、2022年度(令和4年度)から2024年度(令和6年度)のデータをまとめると、身体障がい者(児)の総数は、徐々に減少傾向にあり、10,824人から10,679人(98.7%)となっています。18歳未満の身体障がい者数は約250人前後で推移しています。また、知的障がい者(児)については、総数が3,508人から3,788人に増加(108.0%)し、特に18歳未満の人数が1,079人から1,227人へ増加(113.7%)しています。さらに、精神障がい者数については、4,521人から5,231人(115.7%)へと推移しています。

全体として、知的障がい者と精神障がい者の数は増加傾向にある一方、身体障がい者はやや減少または横ばいの状態です。

【図表 障がい者(児)の概況】

障がい種別等／年度		2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
身体障がい 者(児)数	総数	10,824	10,773	10,679
	視覚障がい	780	791	785
	聴覚等障がい	973	1,009	1,032
	音声等障がい	123	118	112
	肢体不自由	5,217	5,096	4,994
	内部障がい	3,731	3,759	3,756
	再掲	18歳未満 18歳以上	249 10,575	250 10,529
知的障がい者(児)数	総数	3,508	3,609	3,788
	18歳未満	1,079	1,118	1,227
	18歳以上	2,429	2,491	2,561
精神障がい者数		4,521	4,872	5,231

出典:「統計年報2024年(令和6年)版_資料:障がい者支援課」を一部改編

コメントの追加【鎌田 実22】: 「身体障がい者(児)数の表記について」

会議でも発言しましたが、身体障がい者の場合65歳以上の割合が高い(2017年度では総数10,918人中、7572人が65歳以上:69.3%)ことから、18歳未満・18歳以上・65歳以上等の3段階の表記があつても良いかもしれません。【山田委員】
【深見委員】

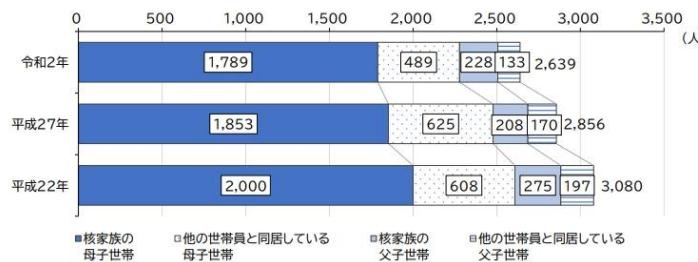
コメントの追加【鎌田 実23R22】: 担当課から数値をいただきましたので、表に65歳以上の身体障がい者数の欄を設け記載します。

(3)ひとり親家庭に関する状況

本市における18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の数は、2020年(令和2年)の国勢調査によると2,639世帯であり、2015年(平成27年)と比較して約7.6%減少しています。ひとり親世帯のうち、母子世帯が全体の80%以上を占めており、特に親子のみの核家族形態が多く見られます。

また、同時期の調査では、18歳未満の子どもがいるひとり親世帯に属する子どもの数は3,853人で、2015年(平成27年)と比較して約6.0%減少しています。

【図表】18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の数(本市、世帯類型別)

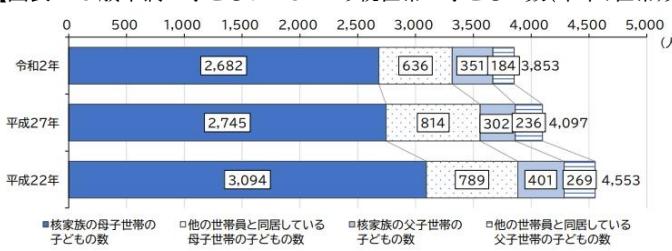


資料：総務省「国勢調査」

※図の「核家族の母(父)子世帯」は、国勢調査の「母(父)子世帯」の「うち18歳未満世帯員のいる一般世帯」を指す。「他の世帯員と同居している母(父)子世帯」は、国勢調査の「母(父)子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)」の「うち18歳未満の世帯員のいる一般世帯」を除いた値を指す。なお、国勢調査の「母(父)子世帯」は、「未婚、死別又は離別の女(男)親と、その未婚の20歳未満の子供及び他の世帯員(20歳以上の子供を除く。)から成る一般世帯」とされているため、例えば21歳と17歳のきょうだいがいるひとり親世帯などは、ここに含まれないという点に留意が必要。

出典：藤沢市子ども・若者共育計画 2025年度(令和7年度)～2029年度(令和11年度)

【図表】18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の子どもの数(本市、世帯類型別)



資料：総務省「国勢調査」

※図の「核家族の母(父)子世帯の子どもの数」は、国勢調査の「母(父)子世帯」の「うち18歳未満」の世帯員を指す。「他の世帯員と同居している母(父)子世帯の子どもの数」は、国勢調査の「母(父)子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)」の「うち18歳未満」の世帯員から「母(父)子世帯」の「うち18歳未満」を除いた値を指す。なお、国勢調査の「母(父)子世帯」は、「未婚、死別又は離別の女(男)親と、その未婚の20歳未満の子供及び他の世帯員(20歳以上の子供を除く。)から成る一般世帯」とされているため、例えば21歳と17歳のきょうだいがいるひとり親世帯などは、ここに含まれないという点に留意が必要。

出典：藤沢市子ども・若者共育計画 2025年度(令和7年度)～2029年度(令和11年度)

(4)生活保護世帯の推移

本市における生活保護の状況については、2021 年度(令和 3 年度)から 2023 年度(令和 5 年度)にかけて利用世帯数は 4,368 世帯から 4,572 世帯へと徐々に増加しています。同様に利用者数も 5,643 人から 5,779 人へ増加し、保護率(人口千人当たり)は 12.7% から 13.0% へ上昇しています。生活保護の利用が年々わずかに増加傾向にあり、生活保護の需要が増えている状況です。

【図表 生活保護状況】

年度	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
利用世帯数	4,368世帯	4,496世帯	4,572世帯
利用者数	5,643人	5,745人	5,779人
保護率	12.7%	12.9%	13.0%

出典：「統計年報 2024 年(令和 6 年)版_資料：生活援護課」を一部改編

(5)ビジネスケアラー等に関する状況

我が国のビジネスケアラーについては、2012年(平成24年)の211万人から2020年(令和2年)には262万人、2025年(令和7年)には307万人に増加する予測です。家族介護者については2012年(平成24年)の557万人から2020年(令和2年)には678万人、2025年(令和7年)には795万人に達すると見込まれています。

一方、介護離職者数は7万人から9万人程度で推移しており、2025年(令和7年)には11万人に増加するとされています。その後、2030年(令和12年)以降は、ビジネスケアラーと家族介護者の数は減少傾向に転じ、介護離職者もほぼ横ばいとなる見通しです。

【図表 ビジネスケアラー・家族介護者・介護離職者の推移】



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年4月推計）中位推計」、総務省統計局「労働構造基本調査（平成24年、平成29年）」、厚生労働省「雇用動向調査（平成25年～令和3年）」
※1 2012年及び2017年の家族介護者・ビジネスケアラーの数は就業構造基本調査結果より、※2 2012～2020年の介護離職者数は雇用動向調査結果より、※3 就業構造基本調査結果より、※4 厚生労働省「雇用動向調査」による、有効者全体（仕事は從事者を含む）までのいた場合には、2030年時点438万人と想定される。今後、女性の社会進出や高齢者の雇用促進策等により、数値はさらに上昇する可能性もある。※4 介護離職者数の将来推計は、厚生労働省「雇用動向調査（平成29年～令和3年）」を元に算出したものであり、将来的な施策効果等は加味していない。
その他の推計値は、各調査における年齢階層別人数割合と将来推計人口の掛け合わせにより算出。

出典：経済産業省における介護分野の取組について_
2024年3月経済産業省ヘルスケア産業課

(6) ケアラーの状況把握について

① 本市のヤングケアラーの状況

- a 調査名: 藤沢市ケアを担う子ども(ヤングケアラー)についての調査
- b 時期: 2017年6月
- c 実施者: 一般社団法人日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクト執筆・編集
- d 概要: ケアを担う子どもは学校の先生にどのように認識されているのか、その実態を調べ、それぞれの地域に合った支援体制を構築するための基礎資料とする
- e 調査対象: 藤沢市の公立小学校、中学校及び特別支援学校 55校の教員 1,098人
- f 調査結果の概要

回答者の約41%が「ヤングケアラー」という言葉を知っており、68%が今年度担任をしている中で、約20%の担任教員が自分のクラスにケアを担う児童・生徒がいると感じていました。

ケアを担う子どもの多くは女子で、小学高学年から中学生にかけて多く、ケア対象は主に母親やきょうだいであり、精神的問題を抱える母親のケアが目立ちます。ケア内容は家事やきょうだいの世話が中心で、身体介助も一部含まれています。教員は子ども本人の話や欠席などから気づくことが多く、ケア期間は数年以上におよぶケースが多いです。

学校生活への影響としては欠席、学力低下、遅刻が多く見られ、教員は見守りや学習支援、家庭訪問、関係機関との連携など多面的な対応を行っていますが、支援方法や連携体制の不足による困難も指摘されています。

教員は、児童・生徒本人、保護者、学内外の関係者と連携しながらサポートを模索しており、早期発見と組織的支援の重要性が強調されています。

② 全国のヤングケアラーの状況

- a 調査名: ヤングケアラーの実態に関する調査研究について(令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)
- b 時期: 2020年(令和2年)

コメントの追加【鎌田 実24】: 調査の実施時期が、2017年であり、現状とは違っていることもあり、これをあえて載せなくともよいのではないかと思います。また、学校よりもCSWや子ども支援センターの方、児童相談所の方にお聞きする方が、現状把握が正確にできると思います。【後藤委員】

8年前の調査結果であり、その後社会情勢の変化や教育委員会の校内支援担当者会等の発信もあり、状況は変わっていると思われます。本市の現状として、この調査結果を使うのは適切なのか疑問が残ります。【教育指導課】

コメントの追加【鎌田 実25R24】: ご意見のとおり、削除の方向で検討

コメントの追加【鎌田 実26】: 回答者の約41%が～の前に「2017年度の調査では」と前に付けていただき、「この調査は全国に先駆けて、まだ「ヤングケアラー」という言葉が世間的にあまり認知されていない状況の中で、藤沢市では～」という形にしていただけと、有り難いです。この数字だけが一人歩きしてしまうと、あらぬ誤解を生んでしまいそうです。【大川委員】

- c 実施者:三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社
- d 目的:「ヤングケアラーと思われる子ども」等の実態をより正確に把握し、今後の検討に活かす
- e 対象:「全国の公立中学校(回収数 754 校)、公立全日制高校(回収数 249 校)、公立定時制高校(回収数 27 校)及び通信制高校(回収数 35 校)を対象とした学校調査(郵送)」、「全国の中学生 2 年生(回収数 5,558 人)、全日制高校 2 年生(回収数 7,407 人)、定時制高校 2 年生(回収数 366 人)、通信制高校生(回収数 446 人)を対象とした生徒への中高生調査(Web)」

f 調査結果の概要

学校調査では、全ての学校種でヤングケアラーと思われる子どもが存在すると回答され、とくに定時制高校(70.4%)や通信制高校(60.0%)で割合が高いことが明らかになりました。

中高生調査では、世話をしている家族がいると答えた割合は中学 2 年生で 5.7%、全日制高校 2 年生で 4.1%、定時制高校相当で 8.5%、通信制高校生で 11.0%と、通信制高校生が最も多い傾向にあります。世話の内容としては「幼いきょうだいの世話」や「家事」が多く、頻度は「ほぼ毎日」が最多でした。

また、ヤングケアラー自身の相談経験は 2~3 割程度にとどまり、多くは家族や友人に相談しているものの、「相談しても状況が変わらない」「誰かに相談するほどの悩みではない」と感じているケースが多いことも示されています。

さらに、ヤングケアラーの認知度は低く、約 8 割以上の中高生が「聞いたことがない」と回答しており、社会的な理解促進が課題となっています。

③ 神奈川県の家族介護者の状況

- a 調査名:神奈川県ケアラー(家族介護者)実態調査
- b 時期:2021 年(令和 3 年)2 月
- c 実施者:神奈川県高齢福祉課

d 目的:ケアラーのケアの状況、ケアラーへの影響、必要な支援等を調査し、有効な支援の在り方の検討に役立てる

e 対象:県内の地域包括ケアセンター364 カ所(基幹型を除く)を訪れた家族介護者(ケアラー)

f 調査結果の概要

ケアラーの約7割が女性であり、働きながらケアを行う人も各年代で5割以上存在します。ケア内容は「家事」「通院援助」「金銭管理」「精神的介護」「役所手続き」など多岐にわたり、一人で複数のケアを担っています。被介護者の66.9%は同居しており、58.7%が毎日ケアをしています。介護保険サービス未利用者も27.8%と一定数います。

ケアラーの55.1%が悩みを抱え、その主な内容は心身の健康問題(38.7%)や自由時間の不足(24.3%)です。また、代わりにケアを担ってくれる人がいない割合は31.5%、頼みにくい人も17.3%に上ります。

ケアラーが求める支援としては「役立つ情報提供」(40.8%)、「緊急時に利用でき生活を変えないサービス」(26.7%)、「休息機会の確保」(24.0%)などが挙げられ、ケアラーに対する情報発信や柔軟な働き方の推進が課題となっています。

全体として、ケアラーの認知度は約3割に留まり、支援の周知と環境整備が重要であることが示されています。

3 ケアラー支援等の課題等

(1) ケアラー及びケアラー支援の現状

ケアラーやヤングケアラーは、特に女性や小学生高学年から高校生に多く見られます。彼らは家事や家族の世話、精神的な支え、身体介助など、多様で重い役割を一人で担うことが少なくありません。その結果、学校生活への影響(出席率低下や学力低下)、心身の健康問題、自由時間の減少などが顕著に表れています。

しかしながら、**ケアラーが相談する場面は決して多くなく**、社会全体の認知度や理解もまだ十分とは言えません。**ケアラーへの支援体制や関係機関の連携も不十分であり、情報提供や休息の機会、柔軟な働き方など、多面的な支援が求められている状況です。**

コメントの追加【鎌田 実27】: 全体的に同じフレーズが何度も記載されており、もう少しスリムに出来ると良いと感じます。(4)施策の方向性 の中に「現状と課題」を入れると分かりにくいかもしれません。

⇒「(4)ケアラー及びケアラー支援の現状と課題」、「(5)施策の方向性」の様に大項目として現状と課題を柱立てするはどうでしょうか。【山田委員】

コメントの追加【鎌田 実28R27】: 項目を
3 ケアラー支援の課題等
4 市の責務及び市民などの役割等
5 施策の方向性
に分けてみました。

コメントの追加【鎌田 実29】: あまり聞かない表現ですね。【大西委員】

コメントの追加【鎌田 実30R29】: 表現を変更しました。
コメントの追加【鎌田 実31】: 主語がわかりにくい感じるの私はだけでしょうか？【大西委員】

コメントの追加【鎌田 実32R31】: 文頭に「ケアラーへの」を加筆しました。

さらに、ケアラー自身が自分の負担を「当たり前」と捉え、自覚しにくい心理的背景や、周囲に語る機会の少なさから、**その困難さが可視化されにくいという特徴**があります。

こうした現状は、ケアラー支援の広報・啓発活動の難しさや早期発見の遅れ、そして支援者側の専門性不足やメンタルヘルス問題とも密接に関連しています。

(2) ケアラーを取り巻く課題

① ケアラーや支援についての理解不足の解消

ケアラーが担う役割は、身体的介護、精神的支え、家事、金銭管理、感情的な寄り添いなど多岐にわたりますが、その全てが「ケア」として認識されにくい状況があります。

ケアラーは、生活環境から家族のケアを「当たり前」の役割と捉え、自身の困難を認識していないことがあります。また、周囲の目を気にしたりする心理的・社会的な背景から、ケアラーが**抱えている不安や悩みを表出しづらい状況**もあります。家族の世話や気づかいなど、周囲に「見えにくい」ケアが多く、困難が表面化しにくいことが特徴です。

ケアラーへの理解とは、彼らの状況を否定せず本人の意思を尊重しつつ、無理な負担がないか、困っていることはないかを気にかけ、寄り添う姿勢を持つことを指します。こうした理解を深めることで、家族や身近な人を無償でサポートする方々が抱える負担を認識し、適切な支援につなげることが可能となります。

ケアラー支援に関する地域住民の理解を深めることは、支え合う意識を醸成するために非常に重要な要素です。**ケアラーの問題は、家庭内の介護や援助などプライバシーや個人情報の問題もあり、直接関わりにくい場合があることから、地域全体でケアラーを支える視点が求められます。**

コメントの追加【鎌田 実33】: 自分の家庭内の状況を「他人に知られたくない」「知られるのが恥ずかしい」という思いで特にヤングケアラーの人たちは孤立化しているケースが多いように思います。自分からは話したがらないものです。例えば、クラス単位・地域単位・男女別とか人数を絞ってケアラーハンディキャップの講話を聞く機会を設け、自分から発信しやすい環境を作つてあげるのも手かなと思います。
【伊草委員】

コメントの追加【鎌田 実34】: 「困難な状況」もしくは「抱えている不安や悩み」を表出しづらい状況とした方が、しっくりくるでしょうか【大西委員】

コメントの追加【鎌田 実35R34】: ご意見のとおり修正しました。

コメントの追加【鎌田 実36】: プライバシーや個人情報の問題もありということでしょうか?【大西委員】

コメントの追加【鎌田 実37R36】: おっしゃるとおりです。表現を修正しました。

② ケアラー支援の情報発信と啓発の不足

現在、ケアラー支援に関する広報及び普及啓発活動には、多くの課題が存在しています。ケアラーには、ヤングケアラー、ダブルケアラー、ビジネスケアラーなど多様な種別・形態があり、その実態が理解されにくいことから、自身を「ケアラー」と自覚できず、適切な支援につながりにくいという心理的な壁も存在します。このため、必要な情報が当事者に届きにくいという課題があります。

ケアラー支援の必要性や具体的な支援制度についての社会的認知が十分でないことが挙げられます。特に、ヤングケアラーの問題は周囲から把握しづらく、ビジネスケアラーにおいては制度整備や情報提供が必要な状況です。

また、広報媒体や伝えるべきメッセージの多様化により、効果的な情報発信手法の選択が難しいことも、広報・普及啓発活動の推進を妨げる要因として挙げられます。加えて、ケアラー支援が「特別なこと」として捉えられがちであり、社会全体で支えるべき共通の課題としての認識が浸透しにくい点も重要な課題です。

これらの現状を踏まえ、ケアラーへの理解を深めるとともに、適切かつ効果的な情報発信を強化し、支援の普及啓発活動を一層推進していくことが求められます。

コメントの追加【鎌田 実38】: こちらを「現在、ケアラー支援に関する広報及び普及啓発活動には、多くの課題が存在しています。」の後にもってきて、この章を構成することで全体的にまとまりが出るかなと思います。【大西委員】

コメントの追加【鎌田 実39R38】: ご意見のとおり、移動させました。加えて「ヤングケアラー」と「種別・」加筆しました。

コメントの追加【鎌田 実40】: 「ビジネスケアラーに対するの」ではなく、【おいては】等の方が読みやすいのでは？ヤングとビジネスが並列されており、しっくりこない気がします。【大慈委員】

コメントの追加【鎌田 実41R40】: ご意見のとおり修正しました。加えて「見えにくく」を「周囲から把握しづらく」に変更しました。

コメントの追加【鎌田 実42】: ひとつつながりの文章としてしまうと、わかりづらいかなと思いました。【大西委員】

③ ケアラーの早期発見と関係機関の連携の重要性

ケアラーの早期発見については、社会全体の認知度が低いため、地域住民や学校、福祉機関など関係者が変化に気づきにくい点が大きな課題です。

家庭内の介護状況が「当たり前」と捉えられ、本人や家族も自覚しにくく、外部への情報発信が乏しいため実態把握が困難となっています。また、体調不良や学業・業務成績の低下、友人関係の減少、経済的困窮の兆候などの本人の変化に周囲が十分注意を払えていないことも課題です。さらに、「事情を知られたくない」「相談できる相手がない」などの理由から、ケアラーが孤立し悩みを抱え込みやすい環境にあることも重要な課題です。

特にヤングケアラーやビジネスケアラー、高齢者や障がい者など、多様な背景を持つケアラーへの対応や早期発見が難しい状況です。

このような状況から、福祉、教育、医療など、ケアラー支援に関わる多様な機関が連携し、多角的な情報収集が可能となるように、包括的かつ持続可能な支援体制を構築することが求められています。しかし現状では、連携を十分に行なうことが難しく個別対応にとどまり、効果的な支援につながっていないケースが少なからず存在します。

コメントの追加【鎌田 実43】: 「情報発信」あるいは「困難状況の表出」でしょうか？【大西委員】

コメントの追加【鎌田 実44R43】: ご意見のとおり修正しました。

コメントの追加【鎌田 実45】: 注意を～払えていないことも【問題】です。強い表現の気がします。要因の一つとするか、課題とするか。その前後では、【課題】と表現されています。【大慈委員】

コメントの追加【鎌田 実46R45】: ご意見のとおり修正しました。

コメントの追加【鎌田 実47】: すみません、この文脈の中での意味合いが、いまいち理解できませんでした。【大西委員】

コメントの追加【鎌田 実48R47】: 改めて読むと、必要がある分ではないのでカットします。

④ ケアラー支援を行う人材の育成不足

ケアラー支援の支援者育成における主な課題は、専門的な知識・技術の不足、精神的・肉体的負担の大きさ、支援者自身のメンタルヘルス問題、多岐にわたるケアラーへの対応能力不足、そして適切な評価や専門職連携体制の未整備です。

専門知識・技術の不足については、ケアラーの多様なニーズに応えるためには、介護技術だけでなく、心理的サポートや相談援助、関係機関との連携など、多角的な専門知識・スキルが不可欠となります。

支援者自身の負担の大きさについては、ケアの現場で長時間労働や精神的ストレスを抱えやすく、また身体的・精神的負担が大きいことから、支援者の心身の健康維持が課題となります。また、支援者のメンタルヘルス問題として、支援者自身も燃え尽き症候群(バーンアウト)や二次被害に陥るリスクがあり、適切なメンタルヘルスケアが求められます。

多様なケアラーへの対応能力については、ヤングケアラー、若者ケアラー、障がいのある子の家族など、ケアラーの属性によって抱える課題は異なり、それぞれの特性に応じた支援が求められますが、対応できる支援者の数が不足しています。

適切な評価・専門職連携体制の不足により、支援者の専門性や労働に対する適切な環境設定が難しく、ケアラーを取り巻く様々な機関(医療、福祉、教育など)との連携が十分でないため、支援の質を維持・向上させるための体制が未成熟です。

コメントの追加【鎌田 実49】: 評価という言葉が2回出てくるなど、ちょっと表現がややこしいですね。【大西委員】

コメントの追加【鎌田 実50R49】: 修正しました。

4 市の責務及び市民などの役割等

(1)市の責務及び活動指針

① 責務

市は、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、介護、障がい者、障がい児、医療、教育、児童・生徒の福祉などに関する制度を考慮し、ケアラーの意向を尊重しながら、市民や事業者、学校、関係機関、民間支援団体などと協力して施策を推進します。

② 活動指針

ケアラー支援に関する施策を実施するためのケアラー支援計画を策定するとともに、ケアラー支援計画に関すること及びケアラー支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進について意見を求めるため、藤沢市ケアラー支援協議会を設置及び運営を行います。

(2)市民等の役割及び活動指針

① 役割

市民等は、ケアラーの立場やケアラー支援の必要性を理解し、ケアラーが安心して生活できる地域を作るために努力します。また、市が実施するケアラー支援に関する施策や事業者、学校、関係機関、民間支援団体などの活動に協力するよう努めます。

② 活動指針

精神障がい・知的障がい・身体障がい等を始めとする障がいや、慢性疾患、認知症などに対する正しい理解に努め、ケアを必要とする人とケアラーが、周囲に助けを求めやすい地域づくりを推進します。具体的には、ケアを必要とする人等を含めた見守りや、ケアラーの話し相手になるなど、町内の会館、空き家、公園などの活用も視野に入れた居場所づくりを通じて、地域での支え合いを促進します。自助・互助の仕組みを構築することが必要です。

(3)事業者の役割及び活動指針

① 役割

事業者は、ケアラーの状況や支援の必要性を理解し、市のケアラー支援に協力します。また、雇用する従業員がビジネスケアラーである可能性があることを認識し、その従業員がビジネスケアラーであると認められる場合は、その意向を尊重しつつ、必要な配慮や支援を行います。

② 活動指針

- コメントの追加【鎌田 実51】: 精神障がいを初めとする。→
【始め】
【大慈委員】
ケアラー＝精神疾患系と誤解を招くのでは?
在宅で介護や看護が必要な状況は多岐に渡るとイメージできるのがよいかと。身体障がい、慢性疾患などもある。身体障がい、精神障がい、慢性疾患、認知症など。ただ、活動ベースに落とすとなると、対応が難しい?適切な機関へ相談出来るよう声を掛ける等の対応になるのか。【大慈委員】
- コメントの追加【鎌田 実52R51】: ご意見のとおり、修正しました。
- コメントの追加【鎌田 実53】: ケアを必要とする人本人→ケアを必要とする【人】か【本人】の方が読みやすい?【大慈委員】
- コメントの追加【鎌田 実54R53】: ご意見のとおり、修正しました。
- コメントの追加【鎌田 実55】: 委員意見:「精神疾患を抱える親を持つヤングケアラーは偏見の影響を受け、相談先がわからない状況にあり、子どもたちが支援を受けられるような環境整備」
を反映

事業者は、従業員への周知啓発、福祉に係る相談窓口・支援に係る情報提供等を実施するとともに、商工業団体や労働団体等と連携し従業員がケアラーとなっても働き続けることができる環境整備に努めます。

また、従業員やその家族がケアラーである場合には、必要に応じて市等の行政や関係機関と情報共有し、連携を図ります。

(4) 関係機関の役割及び活動指針

① 役割

学校を除く関係機関は、ケアラーの状況や支援の必要性を理解し、市のケアラー支援に協力します。また、日常業務でケアラーに関わる可能性があることを認識し、関わりのある者がケアラーである場合は、その意向を尊重しつつ、健康状態や生活環境を確認し、必要な支援を提供します。

支援が必要なケアラーには、情報提供や他の支援機関への案内など、必要な支援を行うよう努めます。

② 活動指針

関係機関は、サービス利用者(世帯)等に対して、常にアンテナを張り、見守りながら、各種制度や社会資源の活用、家族支援、フォローアップを行うことが重要になります。また、ケアラーの孤立を防ぐため、事業所自らが相談窓口として機能し、ケアラー支援の理解を促進するための地域を巻き込んだ土壤づくりも必要です。さらに従業員やその家族がケアラーである場合には、就労との両立支援を図るとともに、身近な人のケアが従業員のキャリア形成に大きく影響しないようにする制度設計に努めます。

ケアラーに焦点を当てた地域に向けた活動や事業者としての環境設定が、ケアラーにとって安全で安心な地域づくりにつながります。

(5) 学校等の役割及び活動指針

① 役割

学校等は、ケアラーの状況や支援の必要性を理解し、市のケアラー支援に協力します。また、ヤングケアラーや若者ケアラーに関わる可能性があること

を認識し、関わりのある者がヤングケアラーや若者ケアラーである場合は、その意向を尊重しつつ、教育機会や健康状態、生活環境などを確認し、必要な支援を行います。

ヤングケアラー や若者ケアラーからの相談に応じ、市や関係機関、民間支援団体と連携して必要な支援を提供するよう努めます。

② 活動指針

児童・生徒の健康状態や生活環境の把握に努めるとともに、必要に応じて、スクールカウンセラー(以下「SC」という。)、スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」という。)及び外部機関等と協力して支援体制を整えます。

学校では、学校生活についてのアンケートや面談を通じて児童・生徒の状況を把握します。児童・生徒が、日常及び学校生活において何らかの課題を抱え、ケアラーである可能性がある場合は、SC、SSW 及びこども家庭センターなどと連携しながら学びや家庭生活、心の安定のサポート等、児童・生徒に寄り添った必要な支援について慎重に検討します。

また、支援を必要とする児童・生徒からの相談に対して関係機関と連携し、必要な支援につなげます。

コメントの追加【鎌田 実56】: 学校生活アンケート ⇒ 学校生活についてのアンケート
に修正【こども家庭センター】

コメントの追加【鎌田 実57】: 学校生活アンケート・面談を通じて「児童・生徒…」「児童・生徒等…」のように「児童」の言葉を入れてください。

コメントの追加【鎌田 実58R57】: ご意見のとおり修正

(6) 広報及び普及啓発の促進など

三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社による「令和 2 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業ヤングケアラーの実態に関する調査研究について」の調査結果において、世話をしている家族が「いる」と回答した中高生に、「世話について相談した経験の有無」を聞いたところ、相談した経験について「ある」との回答が 2~3 割、「ない」との回答が 5~6 割でした。また「ない」と回答した方に、なぜ相談しない(しなかったのか)を聞いたところ、「誰かに相談するほどの悩みではない」が最も高く、次いで「相談しても状況が変わるとは思わない」という回答が高いという結果でした。

次に、神奈川県高齢福祉課(2021 年(令和 3 年)2 月)による「神奈川県ケアラー(家族介護者)実態調査の結果について」ケアラーが必要とする支援として、「ケアラーに役立つ情報の提供」が 40.8% で最も高いという結果でした。

これらの状況から「どこに」「どのような」「有用な情報があるのか」をケアラーに周知することは重要なことと言えます。

市は、市民や事業者、学校、関係機関、民間支援団体などがケアラーの状況や支援について理解し、ケアラー支援に関する知識を深めるため、広報や啓発活動を行います。社会全体でケアラー支援が推進されるよう、必要な施策を実施します。また、ケアラーが自身の状況を理解し、必要な支援を求めることができるようにするため、市民や事業者、学校、関係機関、民間支援団体などに対してケアラー支援に関する啓発や必要な措置を実施します。

4 施策の方向性

(1) 計画の基本理念

ケアラーは家族や身近な人を介護や看護などで支える重要な役割を担っていますが、過大な介護負担や経済的負担により自身の生活に大きな影響を受ける可能性があります。また、ヤングケアラーについては、心身への負担のみならず教育機会が損なわれることに伴う学習への影響及び将来の選択肢が制限されることが懸念されます。

このような状況を未然に防ぐためには、行政のみならず地域全体での助け合いが欠かせません。全てのケアラーとケアを受ける人が支えられ、自分らしい人生を送るために、家族だけでなく社会全体での取組が必要です。

これらのことから、本計画ではケアラー支援条例の趣旨を踏まえ、ケアラー支援に係る基本理念を次のとおりとします。

【基本理念】

- ① 全てのケアラーが、個人としてその意思を尊重され、将来に夢と希望を持って健康で文化的な生活を営むことができるよう支援します。
- ② ケア対象者とケアをする家族などに包括的な支援がなされ、市民、事業者、学校、関係機関、民間支援団体など様々な主体が連携して、ケアラーを社会全体で支えることをめざします。
- ③ ヤングケアラー及び若者ケアラーへの支援では、その権利を尊重するとともに、心身の健康な成長と適切な教育を確保し、社会人への移行期で重要な選択が行われる時期を考慮して支援します。

コメントの追加【鎌田 実59】: 教育機会が損なわれことに
→ 教育機会が損なわれ【る】ことに
【青木委員】【大慈委員】

コメントの追加【鎌田 実60R59】: ご指摘のとおりです。修正しました。

(2)めざす将来像

「めざす将来像」については、先に示した本計画の 3 つの基本理念に基づき次のように設定します。

コメントの追加【鎌田 実61】: 社会像と将来像が混同している。【青木委員】【大西委員】

コメントの追加【鎌田 実62R61】: ご指摘のとおりです。修正しました。

【めざす将来像】

ケアをされる人もケアをする人もどちらも大切にされ、誰からも差別されることなく、夢と希望を持って健康で文化的な自分らしい人生をおくれる社会

コメントの追加【鎌田 実63】: 「社会」に大切にされるのか、「存在意義として」大切にされるのか、何に「大切にされる」か不明瞭だと感じます。「ケアをされる人もケアをする人も、夢と希望を持って健康で文化的な自分らしい人生を送ることができる社会」【山田委員】

加筆を希望します。「ケアをされる人もケアをする人もどちらも大切にされ、誰からも差別されることなく、夢と希望を持って健康で文化的な自分らしい人生をおくれる社会」【伊草委員】

コメントの追加【鎌田 実64R63】: 伊草委員のご意見のとおり、修正しました。山田委員のご意見につきましては、他の委員の方々とともに、より分かりやすい表現について意見交換させてください。

(3) 基本施策

ケアラー及びケアラー支援の現状やケアラーを取り巻く課題、基本理念とめざす将来像を踏まえ、本計画の基本施策を次のように設定します。

① 基本施策 1「ケアラー及びケアラー支援に関する理解の促進」

ケアラーが支援につながるためにはケアラー自身が声を挙げやすく、その存在に周囲が気づく環境づくりが不可欠です。地域全体でケアラーへの正しい理解を深めるとともに、相談窓口の周知を図ります。また、介護や認知症、障がいなど当事者が抱える課題について社会全体で理解を広げることも重要です。

市は、ケアに対する個人の思いを尊重し、日常生活に支障が生じる範囲については、ケアラー自身が声を挙げやすい環境を整え、市民や事業者、関係機関、学校等と連携してケアラーの存在に気づく地域社会の形成を推進します。市民等については、ケアラーの負担や困りごとを正しく理解し、見守りや居場所づくりなど自助・互助の仕組み構築を促し、事業者はビジネスケアラーへの配慮や職場環境の整備に注力します。関係機関は、日常的にケアラーの状況を把握し孤立防止のため相談窓口を充実させ、就労両立支援や制度設計に取組みます。学校等は、ヤングケアラーへの適切な支援を実現するため、関係機関と連携した研修の実施や、児童・生徒自身がケアラー問題を学ぶ機会を提供します。

コメントの追加【鎌田 実65】：ケアラーが～つながるために【は】ケアラー自身が～【大慈委員】

コメントの追加【鎌田 実66R65】：ご意見のとおり修正しました。

コメントの追加【鎌田 実67】：声を挙げる 数行下に 声を上げるとあり、統一された方がよい？【大慈委員】

コメントの追加【鎌田 実68R67】：ご指摘のとおりです。

コメントの追加【鎌田 実69】：「ケアラーが支援につながるためにケアラー自身が声を挙げやすく」「市は、ケアラーが困難を自覚し声を上げやすい環境を整え」⇒上記の文言ですと、ケアラーに該当するすべての人が、今行うケアの行動を“困難と受け取るのが正しい”、というメッセージにも受け取れます。中にはケアを自己肯定感につなげている方もいるため、「ケアに対する個人の思いを尊重し、日常生活に支障が生じる範囲については、ケアラー自身が声を上げやすい環境を整え…」等の、文言の修正を求めます。【樅山委員】

コメントの追加【鎌田 実70R69】：ご指摘のとおり修正しました。

コメントの追加【鎌田 実71】：「取り組み」「取組」「取組み」とあり。他にもあるかは確認できていませんが、統一された方がよいでしょうか？【大慈委員】

コメントの追加【鎌田 実72R71】：市のルールに則り修正しました。

また、ヤングケアラー等の早期把握と支援体制の整備に努めるとともに、児童・生徒の健康や生活環境を継続的に把握し、関係機関との連携を強化します。

これらの取組を通じて、地域全体でケアラー支援の理解を深め、多様な手段で公的支援やサービス情報を周知し、ケアラーが安心して暮らせる社会の実現をめざします。

コメントの追加【鎌田 実73】: チャネル➡手段?!日本語表記にしても良いのでは?【松本委員】

コメントの追加【鎌田 実74R73】: 以降、相手にメッセージを届けるという意味合いで使いました。ご意見のとおり「方法」や「手段」とします。

② 基本施策 2 「ケアラー支援に係る広報及び普及啓発の促進」

ケアラーは誰にでもなり得る問題であるにもかかわらず、依然として社会全体の認知度が低いため、ケアラー支援の重要性を広く周知し、関係機関との連携強化を通じて社会的認知度の向上を図ります。

相談窓口の拡充や支援体制の整備により迅速かつ利用しやすい環境を構築し、市民・企業・医療・教育・福祉など多様な主体が情報共有ルールや個人情報保護のガイドラインを整備して効率的に連携することで、ケアラーの負担軽減と心身の健康維持を促進し、学業や仕事、日常生活への影響を防ぎます。また、支援制度の周知不足や心理的障壁、表面化しにくいヤングケアラーの課題に対応し、多様な相談方法と幅広い情報提供を進めることで、ビジネスケアラーやヤングケアラーに応じた支援体制を充実させます。

市はホームページや SNS、多彩なコンテンツ配信、出前講座、地域や学校での相談窓口設置を通じて集中的な広報活動を展開し、ケアラー支援の重要性と実態を社会に浸透させます。市民等はケアラー及び支援について理解を深めるとともに、地域での見守りや居場所づくりなど自助・互助の仕組みづくりへ参加します。事業者は従業員がビジネスケアラーである可能性を認識し、各種制度の利用など働き続けるための環境整備や行政との連携に努めます。関係機関は日常業務でケアラーの状況把握と孤立防止に努め、相談窓口として制度活用やフォローアップを推進します。学校等は SC 及び SSW や外部機関と連携し、ヤングケアラーの早期発見と支援に注力するとともに、児童・生徒が立ち寄れる「居場所」の設置や大人や同じ悩みを抱える友だちと関わる機会の創出を検討します。

これらの主体が連携し、市の各種媒体と相談方法を活用した広報活動を一層強化することで、ケアラーの社会的認知度向上と負担軽減、心身の健康維持を図り、学業や仕事、日常生活への影響を最小限に抑える支援体制の充実をめざします。この総合的な取組により、ケアラー支援の普及啓発を着実に推進してまいります。

コメントの追加【鎌田 実75】: 冒頭の 3 行（伝わりにくく感じたので考えてみましたが、このとおりでなくとも構いません。）

「ケアラーは誰にでもなり得る問題であるにもかかわらず、依然として社会全体の認知度が低いため、ケアラーの認知度と支援の重要性を広く周知し、関係機関との連携強化を通じて社会的認知度の向上を図る必要があります。」
→

「ケアラーは誰にでもなり得る問題であるにもかかわらず、依然として社会全体の認知度が低いため、ケアラー支援の重要性を広く周知し、関係機関との連携強化を通じて社会的認知度の向上を図ります。」

コメントの追加【鎌田 実76】: 以降、SC に修正

コメントの追加【鎌田 実77】: 以降、SSW に修正

コメントの追加【鎌田 実78】: 表現を修正

③ 基本施策 3 「関係機関等によるケアラーの早期発見と連携の促進」

学校や地域、医療機関など多様な関係機関が連携し、ケアラーの負担に早期に気づき適切な支援につなげる体制の整備を推進します。障がいや高齢者分野の相談員、訪問介護・看護、学校、地域団体などが協力してケアラーの異変や家庭状況を迅速に把握できる仕組みを構築し、本人や周囲への啓発活動、実態調査、相談窓口の設置・周知を行います。また、市や専門機関が提供する電話・SNS・メール等の相談窓口を充実させ、誰もが気軽に相談できる環境を整えます。

市は、ケアラー支援計画に基づき、多様な関係機関や地域住民、事業者、学校と連携して包括的かつ持続可能な支援体制を作り、情報共有と役割分担を明確にします。市民等は、ケアラーの立場や支援の必要性を理解し、地域での見守りや居場所づくりを通じ**孤独**・孤立防止に努め、市民同士で変化に気づいた際には積極的に支援に協力します。事業者は、ビジネスケアラーの存在を認識し、従業員への周知啓発や相談窓口案内、働き続けられる環境整備に努め、必要に応じ行政や関係機関と連携します。関係機関は日常業務でケアラーの変化に敏感に対応し、情報提供や他機関との連携を強化、相談窓口機能の充実や地域全体の支援**体制**づくりを推進します。学校等は児童・生徒の健康状態や生活環境を把握し、ヤングケアラーや若者ケアラーの特性を踏まえた専門的支援体制を整備、SC や SSW との連携を強化します。

これらの取組により、**関係機関**で情報共有と役割分担を明確化し、個別ケースに応じた世帯支援を視野に入れ、具体的な支援内容の検討と円滑な連携を図ります。多様な相談手段を充実させ、誰もが気軽に相談できる環境を整えるとともに、研修や情報共有の場を設けて支援ノウハウを蓄積し、ライフステージの変化に伴う支援の継続性にも配慮し、途切れのない支援体制の構築をめざします。

コメントの追加【鎌田 実79】: 加筆修正

コメントの追加【鎌田 実80】: 表現を修正

コメントの追加【鎌田 実81】: 私の知識不足でしたら申し訳ございません。関係機関間という表現にはなじみなく。【間】は削除でも理解できると思いました。【大慈委員】

コメントの追加【鎌田 実82R81】: 修正しました。

④ 基本施策 4 「ケアラー支援を担う人材育成の推進」

ケアラー支援における人材育成の推進の課題に対し、研修機会の充実や専門職との連携強化、支援者へのメンタルヘルスサポート体制の構築が不可欠です。質の高い支援者育成のためには、知識・技術習得に加え、キャリアパスを見据えた体系的な研修提供が求められます。また、相談窓口設置やカウンセリング機会の提供などで支援者的心身の健康を支える体制を整備します。多職種・多機関(医師、看護師、ケースワーカー、SSW 等)が連携し包括的支援を行うとともに、地域住民の理解促進とネットワーク形成により、ケアラーが安心して支援を受けられる環境づくりを推進します。さらに、ケアラー自身の声を反映させる場を設け、実効性の高い支援策の立案・実行を図ります。

市は、これらの課題解決に向けて計画的な研修プログラムの充実とメンタルヘルス支援の強化、多職種連携の促進、評価制度の整備を進め、藤沢市ケアラー支援協議会を活用して双方の意見を反映した支援策を展開します。市民等は、支援の重要性を理解し、地域での見守りや居場所づくり、自助・互助のネットワーク形成に積極的に参加します。事業者は、ビジネスケアラーへの配慮や啓発、福祉相談窓口の充実に努めます。関係機関は、日常的にケアラーの状況把握と専門知識の深化を図り、健康管理や相談機能の強化、多職種連携による包括的支援体制の確立をめざします。学校等は、教職員研修を充実させ、児童・生徒や家族が安心して学べる環境を整備し、迅速な支援提供を可能にします。

各主体が連携し役割を果たすことで、質の高い支援者育成と持続可能な支援体制の確立をめざします。

(4)施策の体系図



基本理念・めざす社会像・施策の方向性を図で示す予定

4 ライフステージとケアラーの関係性

人生の各ライフステージにおいて、ケアラーの役割や状況は大きく変化します。

学童期から思春期にかけては「ヤングケアラー」として、家事や食事の準備、洗濯といった日常生活の世話やケアを必要としている家族等の感情的な支え、さらにはきょうだいの世話を担うことが多く見られます。しかし、その一方で学業や友人関係、将来設計など、本来子どもや若者が果たすべき役割を十分に果たせないという課題も生じます。

近年の法改正により、ヤングケアラーへの支援は 18 歳以上にも切れ目なく継続されるようになり、彼らの成長を包括的に支える体制が整いつつあります。

思春期から高齢期にかけては、親や祖父母の介護が必要となるケースが増え、自身の子育て等と介護が重なる「ダブルケアラー」の状況に直面する人も少なくありません。この時期のケアラーは、仕事との両立や経済的負担、心身の健康維持といった複合的な問題に取り組む必要があります。こうした多様な困難に対し、社会全体での理解と支援が求められています。

そして高齢期には、自分自身や配偶者の健康状態の変化により、誰かのケアが必要になる場合があります。この段階では、自身の健康管理や経済的自立が大きな課題となり、家族や地域社会のサポートが不可欠です。

このように、ケアラーの役割は特定の年齢層に限定されるものではなく、人生のあらゆる段階でその姿を変えながら存在しています。そのため、ライフステージごとの特徴や課題を深く理解し、**予防と早期発見**に努めることが重要です。

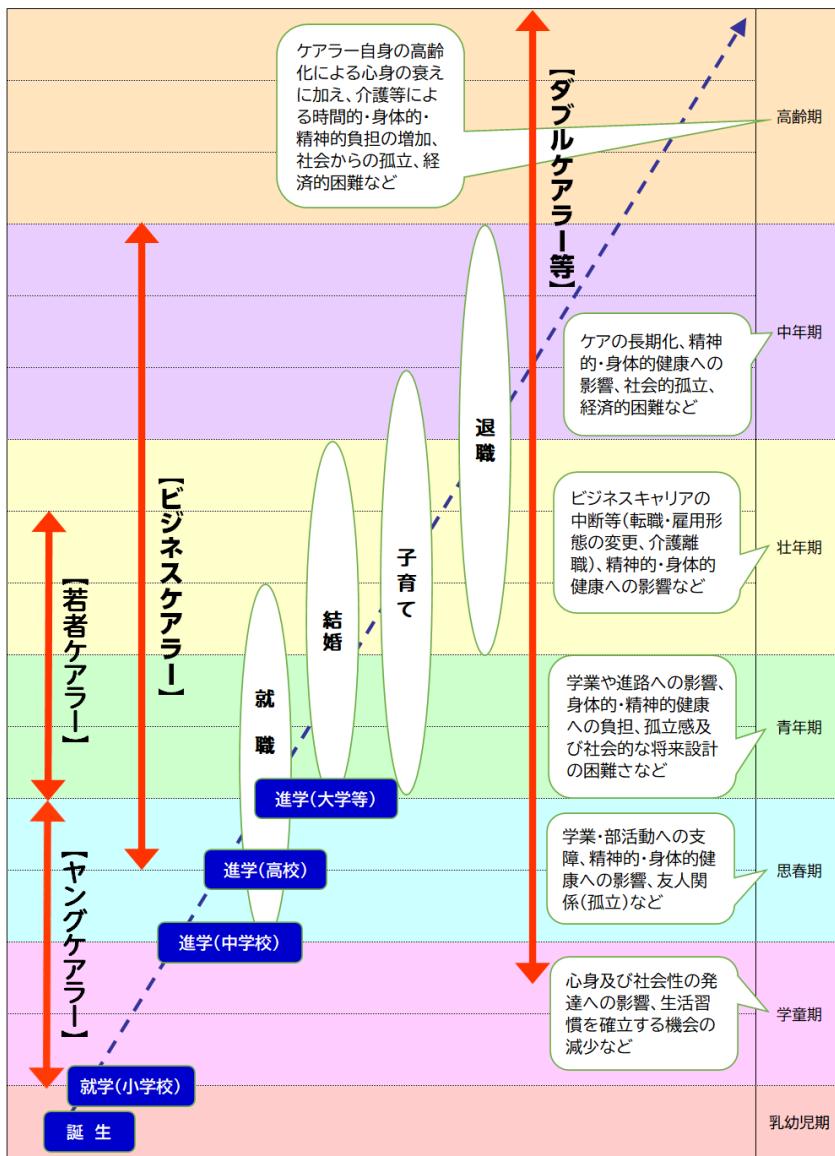
また、支援は途切れることなく継続されるべきであり、一人ひとりの個別性を尊重したきめ細やかな対応が求められます。

ライフステージに応じた包括的な支援体制の構築こそが、ケアラーの負担軽減と豊かな暮らしの実現につながります。

コメントの追加【鎌田 実83】: 「予防と早期発見・早期治療開始に努めることが重要」と変えてみてもいいのではないかと思いました。【伊草委員】

コメントの追加【鎌田 実84R83】: 前後を入れ替えました。

【図表】ライフステージにおけるケアラーの状況イメージ



コメントの追加 [鎌田 実85]: 分かりやすくなったと思います。
【大慈委員】

コメントの追加 [鎌田 実86]:「高齢期」に、老障介護(高齢者による障害のある子の介護)による「自分亡き後」の「他者にケアを委ねていく」などの記載があつても良いかもしれません。

乳幼児期にケアラーに該当することはないと思うので、表から乳幼児期を削除しても良いかもしれません。【山田委員】

コメントの追加 [鎌田 実87R86]: ご意見の内容を事例で扱うことを検討したい。

コメントの追加 [鎌田 実88]: 以前コメントさせていただいた、ヤングケアラーの範囲を幼少期にも広げるとよさそうとの内容が未反映のようです。見方に誤りがありましたら申し訳ございません。【樋山委員】

コメントの追加【鎌田 実89R88】：幼少期に関しては、厚生労働省や日本小児科学会において「生後からおよそ6歳まで」と定義されています。このような考え方を踏まえ、事務局では今回の素案において「就学のタイミング」をヤングケアラーの下限としております。

5 事例紹介

- 市内(地域)で展開されている取組(市民等・事業者・関係機関・学校等が関わった事例)→4事例くらいあるとよい
- 市民等・事業者・関係機関・学校等が関わった事例について、内容に基本施策の要素を盛り込めるとさらに良い
- 事例(盛り込めるといいかもしれないケース例)
 - 外国籍の子どもが親の通訳をしている状況から外国籍籍の世帯に関することも視点
 - ケアラーを取り巻く状況として、8050 や 9060 問題
 - ケアラー自身もケアを必要としている世帯
 - イメージで漏れる対象を事例にて補足すべき。どんな事例が良いか。

コメントの追加【鎌田 実90】: ヤングケア、ダブルケア、引きこもり事例、老障介護など、様々な角度から「ケアラー自身の気づき」と「支援者の気づき」の両側面が促されるような事例が良いと思います。【山田委員】

片瀬地区社協では、介護をしている人のつどい、HANA す会(障害のある方、支援の必要な方の家族の集いの場を、2、3か月に一度設けています。多くの方に周知していただけると良いのですが。【松本委員】

コメントの追加【鎌田 実91】: 【再掲】
「高齢期」に、老障介護(高齢者による障害のある子の介護)による「自分亡き後」の「他者にケアを委ねていく」などの記載があつても良いかもしれません。乳幼児期にケアラーに該当することはないと思うので、表から乳幼児期を削除しても良いかもしれません。【山田委員】

この夏、以前、絵本の読み聞かせをしていた頃の障がい児が成人し、何人かと会う機会があり、ご家族(両親、兄弟姉妹)とも話すことができました。子どもの成長とともに、これまでになかった様々な症状(自傷・他害など)が出るようになり、戸惑い、神経を使うようになりました。「親自身も年を重ね、不調も出てきたこと、そして親の親に認知症なども出て、そちらも看るようになったこと、また、障がい児のきょうだいたちにこれまで様々なトラブルがあり、別の意味で心を痛めることが多々あったこと、そのきょうだい児たちも私の知る小さな頃からケアラーであったのだ」と。共通の課題、親なき後を考える日々、と抱えていることを話す場の大切さを感じました。【中澤委員】

-
- 実際に関わった実事例なのか? → 仕事で関わる方や経験者が会にはいるので、実際のケースに基づいて出来たらよいかなと思う。→いろいろな事例があるが、失敗事例。振り返りができる事例が良いかと。→関わってきた事例を聞きたいと思う。寄せ集めのまとめもあるかもしれない。
- →意見シート等で情報をもらう
- 例)関係機関等からの事例を掲載する目的は気づきだと思う。これってケアラーなんだと気づきになる事例があるとよい。自分事になるケアラーになると。
- 長期にわたるダブル介護やトリプル介護といった状況にいる人々に対し、さらなる支援
- 福祉的な視点に限定されている。キーパーソンの大切さがある。キーパーソンをどのように支援するか。

コメントの追加【鎌田 実92】: 実例でなくてもよいと思います。とにかくわかりやすく、要約された内容がよいと考えます。【大西委員】

コメントの追加【鎌田 実93】: 成功事例と困難(上手くいかなかつた)事例、両方あると良いと思います。【大慈委員】

自分が介護してきたときに、失敗・反省・後悔など数えきれないほどあり、上手くできしたことなどほとんどありませんでした。次に続く人たちには少しでも自分と同じ轍は踏んでもらいたくないので、その点は繰り返し説明して過ちをしないように注意喚起しております。【伊草委員】

コメントの追加【鎌田 実94】: 「ケアラーなんだと気づきになる事例」は重要。当事者はもちろんですが、支援者も「ケアラー」ではなく、「キーパーソン」という捉えることあろうかと思いますので。【和田委員】

6 資料編

➢ 市の事業を掲載

ケアラー(本人)支援に資する事業を中心に掲載(4つの基本施策でカテゴライズすることをイメージ)

以 上

【仮称】藤沢市ケアラー支援推進計画のパブリックコメント及び議会報告について

1 パブリックコメントの実施について

パブリックコメントとは、市の基本的な政策や制度を定める計画や条例を決める際に、その案を広く市民の皆さんに公表し、皆さんから寄せられたご意見等を案に取り入れることができるかどうかを検討するとともに、寄せられた意見等に対する市の考え方とその検討結果を類似化して公表する一連の手続きのことと言います。

2 パブリックコメントの実施概要

(1) 意見募集の対象者

市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所を有する方及びその他利害関係者

(2) 意見の提出方法

任意の用紙により、郵送・ファックス・持参・市ホームページの意見提出フォームのいずれかにて提出

(3) 実施期間

ア 【予告】2025年(令和7年)10月25日～11月10日

→ 広報ふじさわ10月25日号にパブコメの予告を記載。

イ 【募集】2025年(令和7年)11月11日～12月15日

(4) 周知方法

広報ふじさわで、パブリックコメントを周知する。その際に、市のホームページ内にパブリックコメント紹介ページを作成し、内容を伝える

ア パブリックコメントの予告をするタイミングで13地区の市民センターに協力を仰ぎ、計画(素案)とチラシ兼意見書を配架し、広く周知をする。併せて、市委託先の支援関係機関にもチラシ等を配架する

→ パブリックコメント実施前に素案を配架する

→ 【仮称】ケアラー支援推進計画自体を周知することにもつながる
イ チラシ兼意見書 → QRコード等を入れる

(5)募集後

11月から12月にかけてパブリックコメントを実施するため、1月の第5回協議会では、委員の皆様に結果の報告をさせていただきます。また、提出された意見・提案を踏まえた計画最終案をご提示させていただきます。

➢パブコメ用と議会用は同じ素案を使う

3 議会への報告について

(1)令和7年12月議会において中間報告

→ 素案の提示及びパブリックコメントの状況報告

(2)令和8年2月議会において最終報告

→ パブリックコメント等の意見を踏まえた最終案の提示

以上

【仮称】藤沢市ケアラー支援推進計画の策定にあたり

パブリックコメント(市民意見公募)を実施します！

【提出締切】

2025年12月
15日(月)まで

本市では、高齢化と多様な介護ニーズの中で、家族介護の負担が増大しています。特にヤングケアラーや介護と仕事の両立に悩む方々への支援が急務です。

こうした課題に対応し、2024年12月に「ケアラー支援条例」が全会一致で可決されました。本計画は条例の理念に基づき、市や市民、事業者、関係機関、学校の役割を明確にし、誰もが安心して自分らしく暮らせる社会をめざします。皆さまのご意見をお待ちしています。

1 意見等を募集する事項

【仮称】ケアラー支援推進計画

2 計画素案の閲覧について

2025年（令和7年）11月11日（火）から、市役所本庁舎・分庁舎（総合案内）、地域福祉推進課、市政情報コーナー、市民センター、市のホームページで閲覧できます。

3 意見等を提出できる方

市内に在住・在勤・在学の方、市内に事業所を有する方およびその他利害関係者

4 意見等の提出方法

次のいずれかの方法で、2025年（令和7年）12月15日（月）【必着】までにご提出ください。

（1）意見書の提出

この用紙の裏面にご記入、又は任意の用紙に同様の項目をご記入の上、地域福祉推進課へ持参、郵送又はFAXでご提出ください。

（2）藤沢市ホームページから送信

市のホームページで、計画素案の閲覧および意見等の提出ができます

（藤沢市役所 > ホーム > 市政情報 > 広聴 > パブリックコメント(市民意見公募手続)> パブリックコメント手続の実施状況）

藤沢市 地域福祉 パブコメ

二次元コードの読み取りでホームページのアクセスができます

4 意見等の提出方法

いただいた意見等は、類型化し、市の考え方を付して公表します（個別には回答いたしません）。また、ご提出いただいた意見等の原稿は、返却いたしません。なお、提出されたご意見は、個人情報を除き、公開される可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。

【お問合せ・提出先】 〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

藤沢市 福祉部 地域福祉推進課 地域づくり推進担当

（市役所本庁舎2階 持参の場合は、土・日・祝日を除く8時30分～17時で受付）

TEL：0466-25-1111（内線3151） FAX：0466-50-8415

意見書は裏面です

「【仮称】藤沢市ケアラー支援推進計画」についての
パブリックコメント意見書(2025年12月15日必着)

ご 氏 名	
ご 住 所	
区分(あてはまるものに○をつけてください)	<ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 1 藤沢市内に住んでいる<input type="radio"/> 2 藤沢市内の学校に在学している<input type="radio"/> 3 藤沢市内の事務所・事業所に勤務している<input type="radio"/> 4 藤沢市内に事業所等を持っている<input type="radio"/> 5 【仮称】藤沢市ケアラー支援推進計画に利害関係がある

【意見・提案】

(This section contains 20 blank lines for comments or proposals.)

【意見書提出先】

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

藤沢市 福祉部 地域福祉推進課 地域づくり推進担当 宛

(市役所本庁舎2階 持参の場合は、土・日・祝日を除く 8時30分～17時で受付)

FAX : 0466-50-8415

ふじさわし
藤沢市ケアラー支援
すいしんけいかくそあん
推進計画(素案)

～みんなにわかりやすいばん～



ふじキュン♡

もくじ

1 この計画のこと

- (1) なぜこの計画を作ったの？
- (2) どんな計画なの？

2 ケアラーのまわりでおこっていること

- (1) ふじさわしのお年よりも増えているよ
- (2) 体や心に困っている人のこと
- (3) ひとり親の家族のこと
- (4) 生活に困っている人のこと
- (5) 仕事をしながら介護する人のこと
- (6) ケアラーの今の様子

3 計画で大切にしていることとこれからやりたいこと

- (1) 一番大事にしていること
- (2) こんなふじさわしになつたらいいな
- (3) 市やみんなの役わりについて
- (4) これからやっていきたいこと



1 この計画のこと

(1) なぜこの計画を作ったの？

これからお年よりや体や心に困っている人がもつと増えます。でも、困っているのはその人だけのせいではありません。まわりの社会やみんなの助け方が足りないこともあります。だから、みんなが助け合いやすいしくみを作るために、この計画を作りました。

(2) どんな計画なの？

この計画は、市やみんながどうやってケアラー（お世話をする人）を助けるかを書いています。福祉や医療、学校の計画とも一緒に進めて、みんなが暮らしあるい社会をつくるための大切な計画です。



ふじキュン♡

2 ケアラーのまわりでおこっていること

(1) ふじさわしのお年よりが増えているよ

ふじさわしでは、おじいさんやおばあさんの数がどんどん増えています。2030年ごろから人口は少し減りますが、お年よりの割合は増えて、2040年には3人に1人がお年よりになると予想されています。介護が必要な人は2023年に約2万人を超え、2050年には約4万4千人になると考えられています。

(2) 体や心に困っている人のこと

体に困っている人は少しずつ減っていますが、知的な困りごとや心の病気がある人は増えています。これは、社会がまだ十分に助けたり、わかりやすくしたりできていないからです。



(3)ひとり親の家族のこと

ふじさわしには子どもがいるひとり親の家族が約2,600世帯あり、母親が育てている家族が多いです。この数は少しずつ減っています。

(4) 生活に困っている人のこと

生活に困って助けをもらっている人の数は、
2021年から2023年まで少しづつ増えています。
これは、社会のしくみや仕事の問題も関係しています。

(5) 仕事をしながら介護すること

仕事をしながら家族の介護をしている人は2012
年から増えていて、2025年には約300万人にな
ると予想されています。でも、その後は少し減る見
込みです。社会がもっと助けるしくみを作れば、みん
なが楽になります。

(6) ケアラーの今の様子

ふじさわしの小中学校の先生に聞いたところ、約4
人に1人のクラスに家族のお世話をする子ども(ヤン
グケアラー)がいると思われています。子どもたちは
お母さんや兄弟のお世話をしていて、学校の勉強や
出席がむずかしくなることがあります。これは、学校
や地域がもっと助けたり、わかりやすくしたりできて
いないからです。

全国の学校でもヤングケアラーはいて、特に夜間
や通信の高校に多いです。神奈川県では、おじいさ
んやおばあさんの介護をする人の7割が女性で、働
きながら介護をしている人もたくさんいます。みん
な悩みが多くて、もっと助けや休みが必要だとわか
りました。

3 計画で大切にしていることと これからやりたいこと

(1) 一番大事にしていること

ケアラーは家族や近くの人のお世話をする大切な人たちです。でも、お世話がたいへんで自分の生活に困ることもあります。

特に子どものケアラーは、心と体の健康や学校の勉強にも影響が出るかもしれません。これは、社会がもっと助けたり、わかりやすくしたりできていないからです。だから、みんなで助け合って、ケアラーもお世話される人も幸せに暮らせるようにします。

(2) こんなふじさわしになつたらいいな

お世話をする人もされる人も大事にされて、夢や希望を持って元気に楽しく自分らしい生活ができるふじさわしをめざします。みんなが助け合う社会にします。

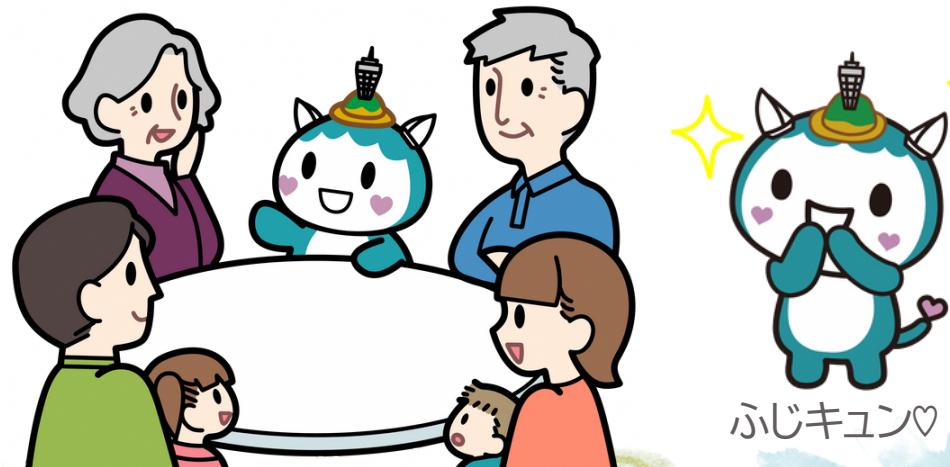


(3) 市やみんなの役わりについて

- ・「市」は、ケアラーを支えるためにいろんな機関と協力して計画を作り、実行します。
- ・「市民など」は、ケアラーのことを理解し、安心して暮らせる地域づくりに協力します。
- ・「会社」は、ケアラーが働きやすい環境を作り、必要な支援をします。
- ・「福祉の人たち」は、ケアラーの状況をよく見て、必要な支援をします。
- ・「学校など」は、ヤングケアラーのことを知り、相談に乗ったり、支えたりします。

(4) これからやっていきたいこと

ケアラーの困っていることは見えにくいので、まずはケアラーのことをみんながよく知ることが大切です。ケアラー自身が声を出しやすい環境を作り、地域や学校、会社、関係の人たちが連携して支えます。また、ケアラーを早く見つけて助ける仕組みを作り、支援する人の勉強や心のケアも進めます。こうして、ケアラーが安心して暮らせる社会をめざします。





記者発表資料
2025年(令和7年)9月2日

藤沢記者クラブ各位

子ども・若者の声で藤沢市のみらいを創る オンラインプラットフォーム「かわせみボイス」始動！！

本市では、2025年(令和7年)3月に「藤沢市子ども・若者共育計画」を策定し、こども基本法の理念となる「子ども・若者の意見表明・意見反映」を基本目標に位置づけ、施策を推進しています。

この取組を進める中で、“いつでも・どこでも・だれでも”、子どもたちが藤沢市の「こども施策」に関して意見表明ができるオンラインプラットフォーム「かわせみボイス～どんなみらいが光って見える？」を立ち上げ、リリースしました。

1 公開日

2025年(令和7年)9月2日(火)

2 名称の由来

「かわせみボイス」は、「ふじさわ子ども・若者委員会」において、藤沢市の「市の鳥」である「かわせみ」を子ども・若者に見立て、「光るみらい」を川面からつかみ取るイメージで名づけられました。

※ふじさわ子ども・若者委員会は、今年6月に発足した、子ども・若者で構成された会議体です。

3 プラットフォームの概要

スマートフォンやPCを活用し、市の「こども施策」に、子ども・若者が簡単に、自由に、匿名で自分の意見を表明できる仕組みです。

また、掲示板形式での意見投稿ができるため、他の人の意見を見たり、引用したりしながら、意見を積み重ねる対話型のプラットフォームとなります。

URL : <https://fujisawa-city-kodomo.liqlid.jp/>

(裏面へ続く)

<トップ画面のアイキャッチ>



<二次元コード>



2025
健康経営優良法人
KENKO Investment for Health
大規模法人部門

*この資料に関する問い合わせ先
藤沢市役所 子ども青少年部 子ども総務課
担当： 杉田、天川
内線：3811 直通：0466（50）3562

かわせみ ボイス

どんなみらいが光って見える？

おも
思ったことを
たくさん
書いてみよう！



子ども・若者のみなさんのが、**光る未来**につながります。
 いつでもどこでも誰でもオンラインで意見を表明できるプラットフォーム
「かわせみボイス」ができました！

藤沢市では、こども基本法の「こどもまんなか」の考えに基づき、

「**藤沢市子ども・若者共育計画**」を作りました。この計画の中で、市の施策を作るとには、子ども・若者の声を聴き、生かしていくことを掲げています。

みなさんからのご意見が、「こどもの笑顔がつながるまち、ふじさわ」の

実現につながります！たくさんのご意見をお待ちしています！

とうろく い けん とうこう ほうほう うら み
登録や意見の投稿の方法は裏を見てくださいね！



参加方法 パソコン、スマートフォン、GIGA端末から「かわせみボイス」へアクセスしてください。
 スマートフォンからは、二次元コードの読み取りで直接アクセス可能です。
<https://fujisawa-city-kodomo.liqlid.jp>

参加できる人 藤沢市に住む/藤沢市の学校に通う/藤沢市で働く
 小学生からおおむね22歳までの子ども・若者の方または子育て中の方

ステップ 1

まずはアカウントを作成しよう

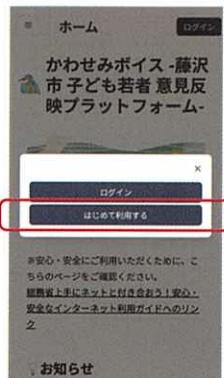
1

二次元コードを読み取り後※1
赤枠部分の表示をタップする



2

「はじめて利用する」をタップして
アカウント作成画面へ遷移する



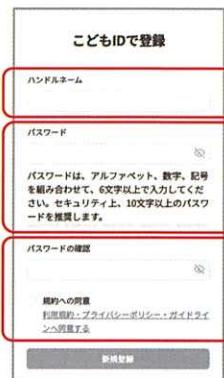
3

「こどもIDで登録」を選択



4

「ハンドルネーム」と「パスワード」を記入し、
規約に同意した上でアンケートに答え、
さあ投稿！



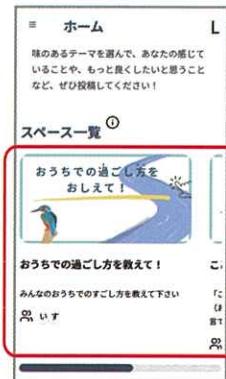
※1: 読み取れない方は次のURLをブラウザに入力してください。URL: <https://fujisawa-city-kodomo.liqlid.jp>

ステップ 2

意見を投稿しよう

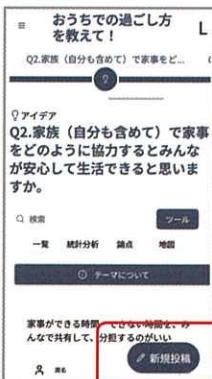
1

ホーム画面の「実施中の意見募集」
から気になるテーマを選択※2



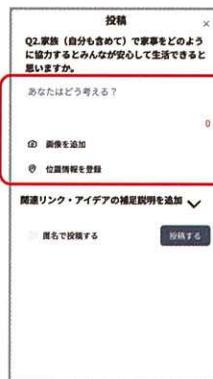
2

画面右下の「新規投稿」を
押す



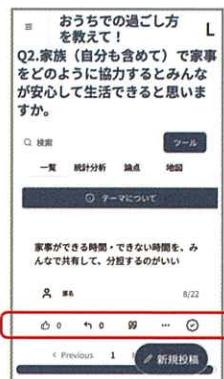
3

アイデアを入力!
画像なども入力できます



4

他の人の投稿を見たり、いいね♪を
押したり、コメントを重ねることも
できます



※2: 上記の画像に掲載されている意見募集は参考です。最新の意見募集は「かわせみボイス」にアクセスしてご確認ください。

ステップ 3

かわせみボイスを端末のホーム画面に追加しよう

1

「かわせみボイス」を開いた状態で
赤枠部分のボタンを押す



2

「ホーム画面に追加」をタップ



3

追加をタップ



4

追加完了です! いつでも
かわせみボイスに入ることができます





藤沢記者クラブ各位

記者発表資料
2025年（令和7年）9月16日

24時間いつでもつながれる傾聴型生成AI 「つながり AI チャットふじさわ」実証実験開始



【ふじさわAIちゃん】



【相談用二次元バーコード】

本市は、本日（9月16日）付で、つながりAI株式会社と「生成AI相談支援に関する連携協定を締結し、藤沢市内在住・在勤・在学の方を対象とした傾聴型生成AI「つながりAIチャットふじさわ」の実証実験を9月22日（月）から開始します。

本実証実験は、孤独・孤立対策を目的とした取組で、市民がLINE上で気軽に相談できるAI「ふじさわAIちゃん」を通じて、これまで相談しづらかった市民の声を早期に発見し、適切な支援につなげることをめざします。

※上記相談用二次元コードが利用できるのは実証実験開始後になるため、開始前に来た相談等については対応できません。

実証実験の概要

- 対象：藤沢市内在住・在勤・在学の方
- 期間：2025年9月22日（月）～2026年1月31（土）まで
- 方法：LINEを通じた傾聴型生成AI「つながりAIチャットふじさわ」を市民等に周知し、使ってもらう。日常会話から深刻な悩みまでAIに相談してもらう。緊急性の高い悩みに関しては、専門職（心理士・社会福祉士等）がAIに代わって対応する。

【登録の流れ】

チラシ等から
QR読み込みLINEの
友だち追加生成AIと
やり取り(必要に応じて)
専門職がフォロー(必要に応じて)
適切な社会資源へのつなぎ

AI 技術で相談の心理的ハードルを下げる

傾聴型生成 AI「つながり AI チャットふじさわ」は、藤沢市民等が親しみやすいキャラクター「ふじさわ AI ちゃん」を通じて、24 時間いつでも LINE で気軽に相談できる環境を提供します。どんな小さな悩みでも受け止め、市民等の心に寄り添います。

AI が初期対応を行うことで、人に相談することをためらいがちな市民等も気軽に話しかけることができ、社会的孤立による健康被害の予防、生活にお困りの方などの早期発見につながることが期待されます。

緊急性の高いケースについては、つながり AI 株式会社の専門職が AI からバトンタッチし相談対応を行い、必要に応じて市の関係課に連絡する体制としております。

今後の展望：誰一人取り残さない藤沢市へ

実証実験の成果を踏まえ、本格運用への検討を行い、今後、子育て支援、孤独・孤立の防止、ケアラー支援、自殺予防など、多様な領域において AI 相談サービスを開拓し、誰一人取り残さない藤沢市をめざします。

協定先について：つながり AI 株式会社 について

つながり AI 株式会社は、従来は人手に頼っていた「相談業務」に生成 AI を活用することで、自治体や企業での相談支援サービスを提供しています。孤独・孤立の悩みを傾聴する AI チャットサービスの開発など、誰もが気軽に相談できる仕組みを通じて、人々のつながりを創造する事業を展開しています。



【この資料に関する問い合わせ先】

藤沢市役所 福祉部 地域福祉推進課
内 線：3151
担 当：木村、鎌田（実）、鎌田（雄）
直 通：0466(50)3544



つながり
AIチャット

みじさわ

こんな話、誰にも話せるわけない…

AIちゃんはAI、だからなんでも話せるよ。



あい えーあい
**AIちゃんはAI
だからなんでも話せる**

だれでも相談は無料

24時間いつでも使える

AIがあなたの気持ちを
チャットで聞きます。

LINEで友達になって、
話しかけるだけ。

専門資格を持つ人間の相談員と話すこともできます

とにかく話をきいてほしい

人に言いづらいことがある

なんだか不安や焦りを感じる

人づきあいがうまくいかない



ふじさわAIちゃん

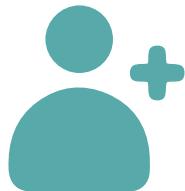
使い方

1.



上記のQRコードを読み込む

2.



LINEの友だち追加ボタンをタップ

3.



友だち追加をタップで完了！

この相談AIは藤沢市とつながりAI株式会社との令和7年度実証事業として令和8年1月末まで実施しています。
問い合わせ先: つながりAI株式会社 contact@tsunagari-ai.com (「つながりAIチャットふじさわ」担当)
藤沢市 地域福祉推進課 0466-50-3544(直通)

